

平成 30 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 13 日

平成30年9月13日〔木曜日〕午前9時10分開議

議 題

- 議案第51号 江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第59号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定について
- 議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正のうち
- 都市整備部
- の所管に属する歳入歳出
- 経済環境部
- の所管に属する歳出
- 第2条 継続費の補正
- 第3条 債務負担行為の補正のうち
- すいとぴあ江南指定管理料
- 第4条 地方債の補正のうち
- 鉄道高架化整備事業
- 議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
- のうち
- 経済環境部
- 都市整備部
- の所管に属する歳入歳出
- 水道部
- の所管に属する歳出
- 議案第66号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成29年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

て

出席委員（6名）

副委員長	稲山明敏君	委員	尾関健治君
委員	宮地友治君	委員	野下達哉君
委員	掛布まち子君	委員	伊藤吉弘君

欠席委員（1名）

委員長 安部政徳君

委員外議員（3名）

議長	牧野圭佑君	議員	福田三千男君
議員	中野裕二君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松本朋彦君	議事課長	石黒稔通君
主査	梶浦太志君	主任	前田裕地君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

経済環境部長 武田篤司君

都市整備部長兼危機管理監 野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

商工観光課長 山田順一君

商工観光課副主幹 横山敦也君

商工観光課副主幹 駒田直人君

農政課長 菱川秀之君

農政課副主幹 岩田浩和君

農政課副主幹	青 山 裕 泰 君
環境課長	阿 部 一 郎 君
環境課主幹	牛 尾 和 司 君
環境課副主幹	青 山 守 君
環境課副主幹兼環境事業センター所長	横 川 幸 哉 君
都市計画課長	石 坂 育 己 君
都市計画課統括幹	堀 尾 道 正 君
都市計画課主幹	小 島 健 君
都市計画課副主幹	尾 関 高 啓 君
都市計画課副主幹	鈴 木 勉 君
都市計画課副主幹	小 池 浩 司 君
都市計画課副主幹	加 藤 考 訓 君
土木課長	沢 田 富美夫 君
土木課主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課副主幹	吉 本 晴 永 君
建築課長	梅 本 孝 哉 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
防災安全課長兼防災センター所長	大 岩 直 文 君
防災安全課主幹	松 本 幸 司 君
防災安全課副主幹	古 川 雄 一 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道部下水道課副主幹	柴 垣 伸 道 君

○副委員長　それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

非常に涼しくなってきましたけれど、今から皆さん体調を崩されるような夏ばてが来ますので、どうぞお体には御自愛いただきますよう、よろしくお願ひします。

そこで、まず報告でございますけれど、委員長であります安部政徳委員長が、肩に少し腫瘍ができたということで、去る8月27日から検査入院をされております。そんな中で、会派で月曜日にお見舞いに行きまして、いろいろ状況などをお聞きしましたところ、低・中・高というのがたしかあったと思うんですけど、低い程度の悪性リンパ腫だということでお聞きをしました。またそんな中、きのうちちょっと電話がありまして、火曜日に一時退院をされて、2日ぐらい自宅療養をして、あと少しばかり治療に専念したいということでありましたので、そのように御報告を受けておりましたので、かわりにこの委員会につきましては、副委員長であります私が代行するということになりましたので、皆さん、委員会の審査のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よって、委員会の議事進行につきましては、委員会条例第11条第1項の規定によりまして、副委員長の私が行わせていただきますので、皆様方におかれましては御理解と御協力をお願ひ申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、当局から挨拶をお願ひします。

○市長　おはようございます。

去る8月30日に9月定例会が開会されまして以来、議員の皆様方には、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上に非常に重要な案件ばかりでございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第51号 江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを初め7議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

それでは、審査に入ります。

議案第51号 江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

○副委員長 最初に、議案第51号 江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、議案第51号の説明をさせていただきますので、議案書の7ページをお願いいたします。

江南市ごみ処理施設建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の

制定についてでございます。

はねていただきまして、8ページには条例の案を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　設置の財源に充てるための経費の中に、新ごみ処理施設の建設に係る事業及び環境美化センターの解体に係る事業というのがあるんですけども、いわゆる新ごみ処理施設の建設に係る事業の中にいろいろあるんですけども、これから、まだ決まっていないかもしれないんですけども、地域振興策とか、そういった付随したものはこの基金の積み立ての目的の中に入るのでしょうか。

○環境課長　新ごみ処理施設整備事業の中には、本年度やっております環境アセスとか、PFI等導入可能性調査であるとか、用地であるとか、それから掛布委員が言われました地域振興費等も含まれておりますが、今回、基金を積む目的に充当するのは施設整備費のみでございます。15節及び詳細設計委託料に充当するという事です。

○副委員長　よろしいですか。

ほかにありますか。

○掛布委員　議場で、東議員が議案質疑でいろいろ、積み立ての額をどれくらいのペースで目指すのかということと言われたんですけども、そのときに、例えばということで、PFIの導入可能性調査報告書に書かれてある金額をもとにということで、197トン規模に対して238億円とか、224億円かかるという建設事業費が。これは、いわゆるどういう施設になるのかという処理方式によって、随分高くなったり安くなったりすると思うんですけども、まだ処理方式というのは完全に決まっていないと思うんですけども、この議場であった例えば238億円とかいう額は、一番最大でという意味でしょうか。

○環境課長　議場で御説明いたしました238億7,000万円という数字は、尾張北部環境組合がPFI等導入可能性調査を行った際に、メーカーヒアリングを行って算出した額でございます。そのメーカーヒアリングは、現在4つの

方式が検討されておりますけれども、流動床ガス化溶融炉を初め、ストーカ式焼却炉などのそれぞれの処理方式に応じてメーカーヒアリングを行っておりますが、いずれの処理方式でも採用ができるように238億7,000万円という数字が示されております。

○掛布委員　　そうすると、最大でというふうに理解すればいいのかなと思ったわけですが、もう一個、ちょっと条例とは離れて申しわけないですけど、処理方式を決める委員会ですね、専門家の方々の。委員会というのは、もう開かれていて、決定に向けて進んでいるのでしょうか。わかれば教えてください。

○環境課長　　今年度、処理方式検討委員会が年4回開かれる予定で、既に2回が開かれているという状況です。

○掛布委員　　もう一個、現在の環境美化センターの古い焼却炉の解体にかかわって、これまた要するに、解体した跡地を利用する計画が当初からあれば、解体費用そのものに3分の1の交付率で国の交付金が見込めるということなんですけれども、現時点でないわけですが、これからいわゆる解体、この交付金がもらえるのに間に合うように、計画というのは追加でつくっていくことができるのでしょうか。

○環境課長　　計画というのは、何の計画のことを言ってみえるのでしょうか。

○掛布委員　　跡地利用の計画。

○環境課長　　跡地利用計画については、現時点では明らかにされておませんが、今後、江南丹羽環境管理組合のほうで、地元の意見をよく聞きながら検討が進められていくというふうに聞いております。

○掛布委員　　ついでお聞きしたいんですけれども、今の古い施設から出る焼却灰が、隣接する、いわゆる埋め立て場に埋め立てられているんですけれども、地元の河北地区からの要望で、それをASECに運び出して、さらに埋め立てているものも含めて掘り起こして、ASECに運び出して溶融処理しているということなんですけれども、そのASECのほうから、今の基準の焼却灰は持ち込んだらいけないとかいうことになっているらしく、持ち込みができなくなるんじゃないかという声を聞いたんですけれども、どういうことになっているか、わかれば教えてください。

○環境課長 地元との話し合いの中では、今ある最終処分場に埋められている灰については、これ以上持ち出さなくてもそのままでもよろしいと。今後出てくる灰については、最終処分場に入れずにA S E Cのほうで処理をして、残る最終処分場の余裕のところについては、新しい土で埋めてほしいというような協議がされているというふうに聞いております。

A S E C側の灰の受け入れについては、今現状ではオーケーということを知っています。

○副委員長 そうです。そのとおりです。

○野下委員 今回の質問については、この解体の基金とは余り関係はないんじゃないですか。

○副委員長 組合の話ですので。

○野下委員 組合の話なので、関係ないということでしょう。

○副委員長 ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時27分 休 憩

午前9時27分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定について

○副委員長 続いて、議案第59号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいと

ぴあ江南)に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 商工観光課長　それでは、議案第59号について御説明申し上げますので、議案書の47ページをお願いいたします。

議案第59号 江南市勤労会館、展望タワー等(すいとぴあ江南)に係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、48ページから56ページには、参考といたしまして、江南市勤労会館、展望タワー等(すいとぴあ江南)の管理に関する協定書(案)を、57ページから68ページには、江南市勤労会館、展望タワー等(すいとぴあ江南)指定管理者業務仕様書(案)を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

- 野下委員　68ページの(8)のところに、こういう文面がありますね。地震等の災害によってというくだりがありまして、市民の方がすいとぴあ江南に来館した場合は、直ちに開館等の対応をすると書いてあります。この「等」というのが入っていますが、見えたときには、開館をするだけなのか、それともそこに見えた方に対して、何か備品があって、何かそういう対応ができるのか。これはどこまで含まれているのか、ちょっと確認したいと思えます。

- 商工観光課長　すいとぴあ江南には、防災倉庫をもちろん用意してございますので、そちらのほうは、基本的に鍵は緊急防災要員が使うと思いますが、そのかわりといっちはおかしいですけれども、開館につきましては、すいとぴあ江南の職員が常駐、24時間おりますので、まずはあけた上で、実際災害が起きた、地震想定かなあと思うんですけれども、そういった場合には、当然緊急防災要員が来るまでの間は、応急手当的な処置は指定管理者の職員がするものというふうで考えておりますので、開館を含めた上でできることは、避難者も含めて対応していく形になるものと思っております。

- 野下委員　防災倉庫があるということなんですけれども、それはどういう

のがそろっているのか、わかれば教えてください。

○商工観光課長 基本的に、いわゆる小・中学校にあるものと同等のものが入っております。ちょっと数量は承知しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○副委員長 よろしいですか。
ほかに。

○掛布委員 結局これまでの第3期を終えて、かなり指定管理料がふえるということなんですけれども、5年合計で、第3期と比べて結局幾らふえるということなんでしょうか。

○商工観光課長 まだ平成30年度が、今、第3期の途中ということでございますので、あくまでも今想定される金額ということで申し上げますけれども、※1億2,085万円ということでございます。

○掛布委員 指定管理にする前の、ちょっと私知らないんですけど、直営じゃなくて、何か管理公社か何かでやっていたという話なんですけれども、そのときよりも新しいこの第4期の指定管理料はまだ安いんだよということなんですけれども、管理公社の状態は、職員の人件費やら全部含めて、この指定管の管理料と比較できる数字でもって、今回のほうがまだ安いということではないんですか。

○商工観光課長 そういうことでございます。

○副委員長 ほかにございませんか。

○掛布委員 66ページのところに、これは仕様書なのかな、契約書かな。予算の執行に関することと下のほうなんですけれども、ふるさと文化育成等事業で、いつもマイナスだなあと思っていたら、年間で事業収支差額300万円のマイナスとなるように執行することというのが入っていて、そのためにいつもマイナスの計上になっているんだと初めて気がついたんですけれども、これは、要するに地域に貢献する事業を、こうやって300万円は自分のところにかぶって、指定管理者としてやってくださいよという意味で、こういうのが入っているということなんでしょうか。

○商工観光課長 市民文化会館でいうところの自主文化事業的な、地域に根差した事業というか、市民向けといたらいいでしょうか、そういったこと

※ 後刻訂正発言あり

も含めて300万円程度はお願いいたしますということでございます。

○副委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○副委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

午前9時35分 開議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

第3条 債務負担行為の補正のうち

すいとびあ江南指定管理料

第4条 地方債の補正のうち

鉄道高架化整備事業

○副委員長 続いて、議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、経済環境部の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正、第3条

債務負担行為の補正のうち、すいとぴあ江南指定管理料、第4条 地方債の補正のうち、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いをします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をします。

当局から、補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして説明させていただきます。

議案書の100、101ページをお願いいたします。

最下段の2款1項7目防災安全費で、説明欄にございます放置自転車対策事業のうち、駐車場施設管理事業におきまして19万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料の8ページに施行箇所の位置図を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

次に108、109ページをお願いいたします。

最下段の3款4項3目被災地支援費で、説明欄にございます被災地支援事業におきまして、新たに27万4,000円の補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 2点だけお伺いしたいと思います。

まず放置自転車対策事業ということで、今の既設の自転車置き場が駐輪できなくなって、オーバーするということで、また新たにつくられるということなんですけれども、前の駐輪場は何台とめられるのか、今回新しくつくられた駐輪場は何台とめられるのかという、その辺のところをまず教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 今までは、90台に対する面積をお借りしていました。今度は面積を倍にしまして、台数にして180台までの駐輪が

できるようにしております。

○伊藤委員　　今までは何台ぐらいオーバーしておったわけですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　現状は、調べさせていただいたところは、大体、現況今120台ほど駐輪があります。

○伊藤委員　　かしこまりました。

借地料というのは、前の借地料と面積が同じような形なんですけれども、一緒なんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　今、その同じ場所でお借りしているのが1カ月1,088円でございます。同じ単価を計上してございます。

○伊藤委員　　この借地されている駐輪場なんですけど、ずうっとこのまま借りていくという予定、布袋駅の周辺の開発事業の絡みがあるんですけど、その辺のところのいつまで借りるといふあれはありますか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　ここに書いてありますように、布袋駅東一時自転車等駐車場ということで、一時的なものでございます。名鉄の高架の整備が終わりましたら、そこにまた駐輪場が新たにできるのではないかと考えておりますので、一時的な駐輪場だという解釈でございます。

○伊藤委員　　ということは、これをつくれば当然余裕がありますので、これからの一時駐輪場はつくる予定はないということですか。もう予定はないの、それ以上の。

○防災安全課長兼防災センター所長　　今のところはございません。

○伊藤委員　　かしこまりました。

もう一点だけいいですか。

109ページ、被災地支援のために東広島市に職員を派遣されたということなんですけれども、派遣人数と、どなたが派遣されたとか、そういう向こうからの条件なんかがあったわけですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　これは、愛知県防災局から各市町村に職員の派遣の依頼がありました。その内容としましては、東広島市から愛知県に対しまして、被災者への罹災証明の交付に当たる職員が、人数が不足しているため、その派遣要請がございました。江南市からは、税務課の職員1

名が7月23日から27日までを派遣いたしましたので、その旅費と日当、宿泊代を計上したものでございます。

○伊藤委員 質問なんですけれども、非常に派遣されることはいいことなんですけど、例えば職員を派遣するとき、例えば行きたいとか、そういった、こんなことを聞いて申しわけないですけど、手を挙げた職員というのは何名ぐらいいるのか、手を挙げられずに、指名でおまえ行けといった形にしたのか、その辺のところを教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 現在の被害認定の関係で市の職員に募集をかけましたところ、4名の募集がありまして、その中から1名を選んだということでございます。

○伊藤委員 これで、江南市の職員は行きたい職員がいたということで安心しました。以上で終わります。

○副委員長 ほかに。

○野下委員 今、伊藤委員のほうからあったのをちょっともう一点だけ。

布袋駅東の駐輪場の件なんですけど、工事請負費が12万5,000円と計上されていますけど、前回つくったときには、私の覚えでは30万円ぐらいで計上されたと思うんですけれども、その中には照明灯も含めて、照明灯が30万円のうちの大部分であって、整地等はわずかな金額だと思うんですけど、今回この金額が出ていますけど、これはどういう整地になるんですか。今はバラスが敷いてあるでしょう。あれはそのまま、この12万5,000円というのはどこに使われるんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 今、野下委員が言われるように、碎石が敷いてあります。地べたというか、そこは従来どおり使える状態です。今回使う費用は、拡幅するところに柵、いわゆる木ぐいを打って、トラロープで引くという柵を新たに設けまして、あともう一つ、道路と民地との間に板柵が、民地のほうが要は高いと。その板柵を一部取りまして、そこに入り口を設けるといふ工事費でございますので、比較的安く済んでおります。

○野下委員 素人なのでわかりませんが、前回と比較して、その部分というのは同じ金額ですか。大体同じ方法でしょう、トラ柵を引いて、なだらかにするんですね、出入り口を。同じ金額なんですか。何か今回ののは高

い気がせんこともないんですが、その辺はどうなんでしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長 形状としては、前回やった同じことをやるんですが、前は委員おっしゃるように、照明が加わってありましたので、その分高かったと思われまして。同じような工法で入り口を切り下げて、柵をしたのが前回です。プラス照明。今回も柵をして、入り口のところをスロープをつけるというだけですので、照明分がなくなっておりますので、その差。

〔「昔は安かったんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

- 防災安全課長兼防災センター所長 その昔のは、ちょっと今手持ちにないもんですから、ちょっと比較ができませんので。
- 野下委員 わかったらちょっと教えてほしいんですけど、照明が30万円のうちの大半だったような気がするんですよ。20万円台な気がしたんですけど、その辺の整地に係る部分だけどれぐらい、もし比較ができればと思って質問させてもらったので、わかったらまた教えてほしいんですけど。
- 副委員長 あと照明の占める部分のお金だけ、もしわかれば。前回のね。また後ほどで結構ですので。
ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 副委員長 それでは、野下委員への答弁が一部残っておりますけれど、後ほど答弁していただくということで、よろしくお願ひします。
続いて土木課について審査をします。
それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。
- 土木課長 土木課です。よろしくお願ひいたします。

議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げますので、議案書の112、113ページをお願ひいたします。

上段にあります8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費ですが、右側の説明欄をお願ひいたします。

道路側溝・舗装等整備事業の工事請負費に1億円の増額をお願ひするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長　質疑もないようでありますので、続いて都市計画課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長　それでは、都市整備部都市計画課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の92ページをお願いいたします。

最上段の第2表　継続費補正に布袋地区都市再生整備計画策定事業を、議案書の93ページ、第4表　地方債補正に鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

ページをはねていただきまして、96ページ、97ページをお願いいたします。

中段の13款2項3目1節都市計画費補助金に50万6,000円の補正減を、その下の13款4項4目4節都市計画費交付金に3,860万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、98ページ、99ページの20款1項4目2節都市計画債に1億210万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、112ページ、113ページをお願いいたします。

中段の8款4項1目市街地整備費は、1億7,204万8,000円の補正増及び財源更正をお願いするもので、114ページ、115ページ上段まででございます。

内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますよう、お願い申し上げます。

補足して説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 全会派合同説明会のときに、森議員のほうから、この限度額方式というか、それで国の交付金が多く見込めることになったので、今回の補正ということなただけけれども、何かいろいろあっちが減ってこっちがふえてとややこしいので、ぜひ詳しい資料つきで説明してほしいというお願いをさせてもらったと思うんですけれども、ちょっと委員長にお願いして、森議員に配っていただいた資料を委員の皆さんに今から配っていただくので、ぜひその資料に基づいて、この補正予算の詳しい内容、どうしてこういうことになっているのかというのを説明していただきたいと思うんですけれども。

○副委員長 それでは、資料の配付を許可します。

〔資料配付〕

○副委員長 それでは、資料の配付が終わりましたので、この資料を参考にさせていただいて、質問を受け付けたいと思います。

質疑はありますか。

○掛布委員 まず、これに基づいて説明をしていただいた上で質問を。

○都市計画課統括幹 お手元の資料をごらんいただけますでしょうか。

鉄道高架化事業負担金ということで、まず当初1億9,581万円ということで当初予算を認めていただいております。

それから、補正後ということで、3億7,100万円ということで補正予算の説明資料113ページでございます、その差額といたしまして1億7,519万円を今回補正ということで計上させていただいております。

それで当初といたしましては、国庫交付金事業といたしまして、上の段で市道東部第439号線ということで、国庫交付金事業として道路事業と単独市費の事業ということで、この内訳でトータル1億9,581万円の事業、鉄道高架化事業負担金として進めてまいる予定でございました。

その後、6月補正で交付金を活用させていただくようにということで、この新たに都市再生整備計画事業という国庫交付金を活用するために、6月補正で限度額の見直しをさせていただきまして、交付金の事業を新たに9月補正で認めていただきまして、事業を進めていきたいと考えております。

そういう中で、補正後の3億7,100万円の内訳といたしまして、当初予定の交付金事業でございます市道東部第439号線と、もともとございました単

独市費に加えまして、市道南部第229号線が新たに加えさせていただこうと考えております都市再生整備計画事業、こちらを3億2,100万円の内訳として、トータル3億7,100万円の事業を新たに進めさせていただこうと考えております。

次に、予算書の備考欄でございます地方債の減額ということでございますが、こちらは、今回の補正で減額となる起債というのは、鉄道高架化整備事業債というものでございます。起債対象額の75%、備考欄に書いてございませぬ、最後に75%と掛けてございます。そちら、起債対象額の75%を起債額としております。

113ページの備考欄をごらんいただきますとおり、起債対象額は鉄道負担金の事務費を除く事業費から、お手元の資料でございます事業費、事務費を除く事業費補助基本額という、国庫交付金という順番にちょっと細かい字でございますが、そちらの200万円で、新たに都市再生整備計画事業として増加させていただこうと考えております内訳の中に、事務費を除く事業費補助基本額3億円と、こちらのお金がそれぞれ計算のもとになっておるんですけども、事務費を除く事業費から補助基本額を除いた額として起債を計算しております。

当初予算では、鉄道負担金の事務費を除いた事業費1億8,300万円から補助基本額の200万円、当初の予定では、この200万円を除きました1億8,100万円を起債対象額といたしまして、その75%に当たる起債額といたしまして、太い矢印で書いてございます1億3,570万円を予定しておりました。

下の段に参りまして、補正後でございます。

こちらは、鉄道負担金が増額し、その事務費を除きました事業費は3億4,680万円となりますが、国庫交付金を活用することで、補助基本額も3億円と200万円を合わせまして3億200万円になりまして、その差額の4,480万円が起債対象額となります。そして、その75%に当たります額といたしまして、矢印の太い枠の中に書いてございます3,360万円が地方債としての計算結果となります。

国庫交付金を活用するため鉄道負担金を増額しておりますが、補助基本額も増加するというところで、起債対象額が減額となりまして、結果的に起債の

減額補正をお願いしているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 副委員長　ただいまの説明をお聞きしまして、何か御質問があれば。
 - 掛布委員　まずその6月補正で、要するに、市がかかわっている鉄高関係の道路の第439号線と第229号線について、陸橋にする場合でも、鉄高でお金がかかっているようにもっとお金がかかるはずだから、もっと国交付金が見込めるはずだという調査をやっていたわけですね。その調査の結果はどのような結果が出たのでしょうか。
 - 都市計画課統括幹　そちらの結果といたしまして、市道南部第229号線といたしまして、今回予定しております3億円が限度額として増額という見込みで今回補正をさせていただいております。
 - 掛布委員　その調査の報告書みたいなのが出て、この第229号線で3億円限度額がふえるよというのは、国は認めてくれておるわけなんですか、そうすると。
 - 都市計画課統括幹　その資料をもとに、都市再生整備計画事業をあわせて変更の事務を進めております。
 - 掛布委員　最初、当初予算にその第229号線のことなかったのは、要するに、この部分では、いわゆる限度額方式の交付金の対象にはならないということになっていなかったけれども、今回調査の結果、第229号線も対象になって、3億円分ふえるということなので、新たに都市再生整備計画の変更をやって、国交付金が結局幾らふえるということになるんですか。何かよくわからない。
 - 都市計画課統括幹　まず、当初予算に第229号線が入っていなかったというのは、今まで限度額として対象となるお金が平成29年度まででいっぱい、対象とするお金がもうないということで、平成30年度は計上できない状況でございました。見直しということで、6月に対応していただきまして、3億円という数字が出てまいりましたので、今回補正をお願いしておりますところでございます。
- 今回、交付金として国庫交付金を予定しております金額といたしまして、3,860万5,000円でございます。

○掛布委員 結局、調査をかけた結果、国交付金が新たに約3,860万円見込める、事業費も拡大できるというか、事業費の額をふやせるということで、今回1億7,500万円の増額補正になっておるといことなんですね。

それはいいですけど、それで何で起債、地方債が減っておるのかという、国交付金がふえた、事業費がふえた、それで何で起債が減っておるのかということをもう一回説明していただいけませんかね。

○副委員長 暫時休憩します。

午前10時03分 休 憩

午前10時04分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○掛布委員 わかった気になったんですけど、でも結局、補正予算の112ページのところの財源内訳を見ると、国支出金は、さっき説明していただいたように3,809万円、あれ、国・県、さっきとちょっと金額が違うけど、3,809万9,000円ふえて、地方債が1億210万円減っているんだけど、かわりに一般財源として2億3,604万9,000円もふえているわけだから、何か楽になったと言えるのかなあ。逆に一般財源を余分に食って、この鉄高関係の事業をやらなといけなくなっちゃっておるんじゃないかという気がするんですけど。

○都市計画課統括幹 委員御指摘のとおり、市の事業というのは少なくなって、鉄道高架をやるに当たっての起債が、計算しますと、市の事業に対しての起債しかかけられなくて、まさに御指摘のとおり、国費が3億円というお金がふえておりますので、その裏負担としての市のお金というのは、御指摘のとおり、どうしても一般財源として、起債じゃないお金として予算を計上させていただいているというのがふえているのではないかなあと。

○副委員長 ふえてくるということやな。

よろしいでしょうか。

○都市整備部長兼危機管理監 もともと都市再生整備計画、一番右にありますけれども、結局、国庫交付金3億円に対して3,800万円しか充てられていないですよ。本来ですと、これ4割が上限なんですよ。何で充てていないかという、平成29年度でもう既にもらっています、お金を。平成29年度で予定していた国庫はもらっているんですけど、結局、貯留槽分を減額してし

まいりましたので、交付金事業は事業の何%という決まりはなく、100%まで充てられますので、平成29年度で国庫をもらい過ぎているところがありますので、今回ちょっと少ないんですけど、結果的には同じだということです。

○副委員長 余りわかったようなわからんような。

そのほか、ありませんか。

○掛布委員 もう一個ややこしいのがありますので。

115ページの上です。

都市再生整備計画をつくり直しというか、図書館を加えて、国の交付金を活用できるように、つくる予算をこの平成30年度の当初予算で都市再生整備計画を予算として上げたはずなんだけど、またここで補正だということで、なぜか減額して、平成31年度にメインに2年の継続費にしているということなんですけれども、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○都市計画課長 まず、当初予算で予定しておりました都市再生整備計画の中には、当然図書館の整備ということは盛り込んでおりません。

今回、次期計画の策定に当たりまして、通常考えておりました都市再生整備計画を見直すということではありますが、それは布袋駅東の複合公共施設で新図書館の整備を進めるという中で、国の交付金、社会資本整備総合交付金を活用するという方針が示されております。これを活用するためには、まず立地適正化計画というものの策定が前提となりまして、生活に必要な都市機能の整備により、都市構造の再構築を図ることを目的といたします都市再構築戦略事業を活用とする都市再生整備計画に見直す必要があります。

この都市再構築戦略事業を活用するに当たりまして、いわゆる交付金要綱の中で、都市再生整備計画の中で費用便益比の算出というのを新たに求められることとなります。この費用便益比の算出に当たりましては、住民を対象としたアンケートを実施する予定でありまして、このアンケートを実施する期間等を考慮いたしますと、年度内での完了が困難ということで、2カ年の継続費とさせていただくものであります。

総額的には当初予算から増額しておりますが、当然継続費でありますので、平成30年度、31年度の事業内容というのは分けて考えておりますので、結果として総額はふえておるんですけど、振り分けた関係で、当初予算から平成

30年度は減額ということでございます。

○掛布委員 さっき、費用便益比の算出ということが必要になったので、アンケートを実施しないといけないので、単年度ではつukれないということで、2カ年、平成30年度、31年度ということをつくるということなんですけれども、費用便益比って聞いたことがない言葉なんですけど、それは一体どういったもので、どういった住民アンケートをとればそれが算出できるんでしょうか。

○都市計画課長 この費用便益比でありますけれども、事業に対する総費用に対しまして、その事業の実施によって社会的に得られる便益の大きさがどれぐらいだということを貨幣価値に換算した上で、総便益を総費用で除する値が1以上であれば、総便益が総費用より大きいことから、その事業が妥当であるということ算出するということでございます。

アンケートの内容でございますが、アンケートの内容につきましては、現段階では細かい内容は決まっておられませんけれども、都市再生整備計画の評価の手引きというのがありまして、その中で、具体例として、この事業は、まちなかのにぎわいの再生をまちづくりの目標として、あなたの世帯に対して一定の年数に当たり毎月負担金を求めたとすると、幾らまで負担してよいと考えるかと、これは具体例ですけれども、こういったような質問によりまして、いわゆる住民の支払い意思等を把握するということを目的としたアンケートを実施するということでございます。

○掛布委員 よくわからないので、ぜひほかの方にも一緒に質問していただきたいんですけど、かかる総費用に対して、それだけ投入したときに得られる見返りというか、住民が得られる便益というのを貨幣価値に置きかえて、費用に対して幾らかかって、幾らの便益が得られて、それが1以上でないと事業が妥当でないということにもしなると、再構築戦略事業で交付金をもらおうと思ったのがもらえないよということにもなりかねない。じゃあ図書館、半分交付金もらえるぞと思って当てにしたんだけど、住民アンケートをやって、費用便益比が1を切っちゃったら、交付金が出ないわということになる可能性があるということですか。

○副委員長 暫時休憩します。

午前10時15分 休 憩

午前10時16分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありますか。

○掛布委員 そうすると、当初予算のときに上げた最初の435万円で作る都市再生整備計画は、平成30年度につくっちゃって、平成31年度からの5年分の再生整備計画だと思うんですけど、そうすると、今回は平成30、31年度で作って、平成32年度からの5年間というふうになるんですか。

○都市計画課長 そのとおりでございます。平成32年度から36年度までの5年間ということになります。

○副委員長 ほかによろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、先ほどの防災安全課に対する野下さんの質問に対して回答を求めます。

○防災安全課長兼防災センター所長 先ほど野下委員からの御質問でございました過去の整備ですが、平成25年度に施行しました。そのときの全体の契約金額56万7,000円で、内訳ですが、先ほど言われた照明で約38万円ですので、大体その内訳をやると、整備費としては、約15万円から16万円ぐらいですので、そんなには変わらないということでございます。

○副委員長 よろしいですか。

続いて、経済環境部環境課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 環境課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げますので、議案書の110ページ、111ページの中段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費、ごみ処理施設建設事業等基金管理事業で2億円をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

先ほどありましたので、これはいいと思いますけれど、よろしいですね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 続いて、商工観光課について審査します。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第61号のうち、商工観光課が所管をいたします内容につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の110、111ページをお願いいたします。

最下段、5款1項1目労働費、説明欄、すいとぴあ江南維持運営事業、すいとぴあ江南指定管理に係る平成30年度から平成35年度までの間、限度額5億3,963万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時23分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

午前10時35分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課のほうから訂正の申し出がありましたので、これを許します。

○経済環境部長 大変申しわけございません。先ほどの議案第59号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定についての答弁の中で少し誤りがございましたので、訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○商工観光課長 先ほど議案第59号で、掛布委員から、第3期と第4期を比較しますと、指定管理料は幾ら増額となりますかという御質問を頂戴しました。そのときに、答弁といたしまして「1億2,085万円」とお答えをさせていただきましたが、正しくは「1億3,085万円」でございます。大変申しわけございませんでした。よろしくお願ひいたします。

議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

○副委員長 続きまして、議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済環境部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○商工観光課長 それでは、議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、商工観光課の所管する内容につきまして御説明申し上げますので、平成29年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料をごらんください。

最初に、歳入でございます。

66、67ページをお願いいたします。

中段の12款1項4目労働使用料でございます。

次に80、81ページをお願いいたします。

上段の14款2項5目商工費県補助金でございます。

次に82、83ページをお願いいたします。

最上段の14款3項4目商工費委託金でございます。

次に88、89ページをお願いいたします。

上段の19款3項1目貸付金元利収入でございます。

次に90、91ページをお願いいたします。

中段の19款5項2目雑入、備考欄の上から3つ目、商工観光課分の小規模企業等振興資金融資臨時利子補給補助金返還金ほか3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、246、247ページをお願いいたします。

上段の5款1項1目労働費につきましては、備考欄、就業相談等運営事業から、はねていただきまして、次のページのすいとびあ江南指定管理事業まででございます。

次に256、257ページをお願いいたします。

最上段の7款1項1目商工費につきましては、備考欄の人件費等から、はねていただきまして、260、261ページ中段のやや下、備考欄、観光協会事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　ちょっと3点ほどあるんですけども、まず1点は257ページの七夕まつり・市民サマーフェスタ開催事業ということで、ことし布袋会場が中止になって、古知野会場が開催ということで、基本的にはほとんど変わらんかったんですけど、本当に微妙なところで、湿度が結構高かったんですよ。そうした中で、やはり気温だけじゃなくて、湿度も考えていただいて、やはり開催をするのか、しないのかということを決めていただかないと、ただの気温だけでは判断できんと思うんですけども、いかがでしょうか。

○商工観光課長 委員おっしゃるとおり、本当に体感では一緒ぐらいの暑さでございました。そういった御意見があったということを十分に今の運営委員会の中でもお話ししながら、来年度に生かしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 わかりました。よろしくお願いいたします。

次に261ページ、中段の江南市民花火大会開催事業ということで、ことし中止になりましたよね。中止になったけれども、約800万円以上かかっているということで、その辺の経費を教えてください。何にどれだけかかったか。

○商工観光課長 支出の部で申し上げますけれども、会場費ということでございまして、すいとぴあ江南等の借り上げ料ということで約24万3,000円、運営費ということで約140万円、機器のレンタル料で約87万円、運送費ということで、シャトルバスや名鉄バスで57万円、あと警備に係る費用、スタッフとお弁当ということで約142万円、企画演出費ということで約430万円、広報費ということで約8万円、資料作成費ということで約9万円、保険料ということで約27万円、雑費ということで約26万円、今の数字、おおよその積み上げでございまして、950万円ということでございます。

[発言する者あり]

○商工観光課長 失礼しました。支出の部を今申し上げましたので、収入の部がございまして、収入の部といたしまして、今の寄附金ということで97万円、補助金が、決算の数字ですけれども、約830万円、ブースの出店料等雑収入で約30万円、前期の繰越金で約30万円ということで、今の収入から支出を差し引いた金額が先ほど申し上げた、支出の合計が約1,078万2,000円で、前年度繰越金がありましたので、収入も同じように合計が約1,078万2,000円ということでございます。

○伊藤委員 花火ってどこに入っていますか、実際花火というのは。

○商工観光課長 花火は企画演出料ですね。

○伊藤委員 これ、花火ってどうされるんですか。使わなかったんですけど、花火自体も別に腐るものじゃありませんので、また使えると思うんですけど、どうしてまた。

○商工観光課長 当然花火も1回動かしてしまうと危険物でございますし、

さらに移動ということができないですし、現実的にはぬれたということで、それは使い回しはできないというふうに聞いております。

○伊藤委員　しけたということで、使えないということですかね。

○商工観光課長　そのとおりでございます。

○伊藤委員　今回もこれだけかかったんですけれども、中止ということは、過去私知りませんが、過去に中止になったことってありますか。

○商工観光課長　確認はちょっと正直できておりませんが、正確な。過去の記憶では、8月に当時、昔やっておったときの流れまして、10月に延期をしてやったということがあります。記憶の限りでは中止ということはないということでございます。

○伊藤委員　延期はあったけれども、中止はなかったということですね。中止の場合でも、非常に経費がかかるということがよくわかりました、これで。

○副委員長　関連ですか。

○宮地委員　ちょっとどうしても聞きたいもんだから。今の花火のことで、保険料27万円は掛けてあるということなんだけど、掛けてあって、その花火が中止になった場合、全て音響から花火、これ保険で補っているの。戻ってきていますか。

○商工観光課長　いわゆるイベント保険だもんですから、来場者の保険でございますもんですから、そういった今の物品に対する保険じゃないということでございます。

○宮地委員　イベント保険であれば、普通は戻ってくると思うんですけど、その中身がわからないですけれども、保険の。

○商工観光課長　先ほど、雑収入で約30万円と申し上げたと思っておりますけれども、その中で、イベント保険の返戻金ということで戻ってはきております。

○宮地委員　幾らですか。

○商工観光課長　26万6,400円ということで、同じ金額です。

○宮地委員　ちょっと少ないんじゃないですか。イベント保険で入っていれば、多分もっと戻ってくるはずなんですけれども。例えば企画、音響も含めて430万円使っていれば、ほぼそれに近い金額が戻ってくるはずなんですけ

れども。

○商工観光課長 名前、済みません、失礼しました。イベント保険という名称でございますけれども、こちらは、先ほどの繰り返しになりますけれども、来場者のけがに対する保険ですので、イベントの中止について保険をお支払いするというものではございませんので、よろしくお願いいたします。

○宮地委員 傷害保険という感じですね。

じゃあ、イベントに対する保険は一切掛けていなかったということ。

○商工観光課長 そのとおりでございます。

○宮地委員 これだけの大きな事業をやるのに、イベントの保険を掛けていないというのは本当におかしいと思うんですけれども、これは今までも、過去にもずうっと掛けていなかったんですか。

○商工観光課長 今までも掛けていないと思います。

○宮地委員 それは、お金に関する、イベントに関する考えがちょっと浅いんじゃないかなあと思うんですけども、1,000万円近いイベントをやる事業に対して、保険も掛けないということは普通考えられないことです。

これは、これから今後どういうふうにするのか、それから花火も中止になったんですけれども、雨天の場合は明るく日ということになっていたと思うんですけれども、別に1週間後という方法もあったと思うんですけれども、ほかの地区で、ネットで見ますと、やはり1週間後に花火を打ち上げたというのがきちんと出ていますので、なぜ江南市はそれをやらなかったか。今のことから、別にチラシというのは、ネット配信すれば、あっという間に広がって、一日もかからないうちに全市民とか、地域の住民に知れ渡ると思うんですけれども、なぜそういうことをやらなかったのか、ちょっとお聞きしたいです。

○商工観光課長 あのときは土曜日が本番というんでしょうか、日曜日も流れたということで、予備日はあくまでも翌日の日曜日。次の週については、すいとびあ江南の違う事業が入っているということもありまして、延期ができなかったと。いわゆる予備日としては、あくまでも日曜日ということで、日曜日でもできなかったということの対応でございます。

○宮地委員 その前の保険のことも。

○商工観光課長 保険のほうにつきましては、また今そういった委員から御提案があったことにつきまして、今度の実行委員会等の中でしっかりとお話をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○宮地委員 ちょっとくどいようだけど、保険というのは市のほうが掛けるのか、実行委員会が掛けるのか、ちょっとそのところだけ。

○商工観光課長 今のその収支につきましては、花火実行委員会から出ているもので申しあげましたものですから、実行委員会に掛けていただく、実行委員会の花火の組織のほうでかけていただくものと思っております。

○宮地委員 では、実行委員会のほうへよくこれは申し出ておいていただきたいです。

そして、先ほどの花火も含めた企画430万円というのは、これを音響とか花火というふうに分けた場合、この内訳というのは、花火に実際どれぐらいかかっているんですか。

○商工観光課長 今の企画費の内訳ということでございますけれども、花火で約430万円と先ほど申しあげたと思っておりますけれども、花火で約410万円、その他楽曲制作費等で約16万円ほどかかっております。

○宮地委員 音響はどれだけかかるんですか。

○商工観光課長 音響は、楽曲制作費ということで申し上げますと10万8,000円ほどかかっております。

○宮地委員 10万円、音響全てこれですか。10万円ということは、ちょっとよほど小さな事業でしか10万円という出費はないんだけど。

○副委員長 すぐに出ないですか。

○商工観光課長 ちょっと内訳まで、そこまで今ちょっと把握しておりませんので、後ほど。

○副委員長 じゃあ、後ほどということで。

○伊藤委員 あと1点だけ。

成果報告書のほうなんですけど、97ページ、企業誘致等推進事業ということで、メッキ工場、まだ建っていませんけど、今、場所は決まって、そこに誘致して、そこに決まっておることなんですよね。そうした中で、メッキ工場、多分排水とか、煙の問題があるということで、非常に環境対策が

重要ということで、その辺のところに関して私の耳に入ってきているのは、説明会というのはやられていないと。特に江南市もそうなんですけれども、大口町に対して隣接していますので、そこに対しての説明会をしてほしいということが耳に入ってきておるんですけれども、その辺の対応をちょっとお願いします。

○商工観光課長 江南市のほうにも大口町の方からお問い合わせがあったことがございまして、即座にその会社のほうに出かけまして、そういったお話をしましたところ、会社の役員が大口町に行っていていただきまして、大口町の職員に、大口町役場でまず打ち合わせをされております。

まず、我々のほうに入ったお問い合わせの内容は、いわゆる排水ですね。工場で使った排水が大口町側の側溝に流れるので、ふだんは大丈夫だと思うけれども、災害時などに、そちらのほうの水かさがふえちゃうことはないかねというような感じだったものですから、先ほど伊藤委員からありました説明会等はやらしてもらえないだろうかというお問い合わせがあったものですから、ちょっとお話が戻りますけれども、まず大口町のほうに行っていていただいて、聞き取りをやっていただきました。

そうした中で、我々のほうもそういったことは可能かどうかということも、お話も継続してさせていただいておるわけなんですけれども、現段階では、まず一回、大口町のほうにお話を行かれまして、再度、大口町のほうのそういった今の心配をしてみえる方の地区の区長さんと、町議と、大口町の役場の職員と会社の方が入ってお話をする中で、さらに説明会が必要ということであれば、説明会についても引き続き検討していくとか、やっていく方向で考えているということで、今の段階ではまずは大口町のほうにいわゆるお話、協議に行く場を設けるというお話まで聞いております。

○伊藤委員 一番肝心の安良町なんですけれども、その住民に対しての説明会はどうでしょうか。

○商工観光課長 企業様のほうからは、それこそ安良町につくるものですから、安良町のほうでできれば会場は使いたいということももちろんおっしゃってみえますし、今の段階で、ちょっと先ほど一つ漏らしましたがけれども、我々のほうからそういった情報を区長さんのほう、安良地区の区長さんと今

市場地区の区長さんのほうにも即座にお伝えはしております。

もし、やるということになれば、安良町のほうでやることになるものと今は考えております。

○伊藤委員　環境対策は非常に重要ということで、私のお聞きしたところでは、今あるメッキ工場、来るメッキ工場の本社は一宮市にあるんですけども、あそこは非常に昔の施設ということで、非常に環境対策はしていないということでお聞きしていますので、そのことに対して、ちょっと地元の住民じゃなくて、大口町の住民がちょっと心配しているものですから、その辺のところをしっかりと対応していただきたいと思います。以上でございます。

○副委員長　そのほか。

○野下委員　企業誘致で、ちょっと別件の話ですけど、2つの企業が今決定しているということなんですけど、この企業誘致については、地元の方々の雇用の、一つは大きな足がかりになるということも大きな目的になっていると思うんですね。そういう話も聞いているんですけど、実際に2つの企業に対して、地元の雇用というのはどれだけ見込まれているのか、ちょっと教えてもらえますか。

○商工観光課長　今、先ほどメッキ工場というお話が伊藤委員からありました。そちらのほう、ちょっとまだ数までは把握しておりませんが、その前に食品工場が、芋銀がその後、北側のところでつくられるんですけども、そちらのほうは、今聞いておる範囲ではパートとして300名ほどを雇用したいというふうに聞いております。

○野下委員　芋銀は、ちょっとおくられているという話なんですけれども、実際の操業が。これはいつごろの予定になっているんですか。

○商工観光課長　操業開始につきましては、来年の11月ごろを予定してみえらると。

○野下委員　もう一点、この成果報告書のところにもありますが、工業団地の造成が最も効果的というのは今後のことなんでしょうけど、この安良地域については、まだ用地的にはあるんですけども、今のオファーはほかには何かあるのかということと、あと、この安良地域の企業誘致というのは実際いつまでをめどに考えてみえるかと、この2つをちょっとお聞かせいただ

けますか。

○商工観光課長　　今、オファーというお話でございましたけれども、今聞いておる範囲では、あと2社ほどはあるのかなあというふうでは思っております。それ以降につきましては、まだはっきりとした時期は決まっておりませんが、どこかのめどで、やはり区切りというものは必要なのかなというふうには考えております。

○副委員長　　よろしいですか。

そのほかにありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　　農政課所管の決算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

70、71ページをお願いいたします。

下段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に80、81ページをお願いいたします。

上段の14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、82、83ページをお願いいたします。

中段の14款4項3目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

次に88、89ページをお願いいたします。

中段の19款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、90、91ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入のうち、農政課の所管につきましては、備考欄の中段にございます農業者年金及び離農給付金支給業務代を初めとした2項目でございます。

次に94、95ページをお願いいたします。

中段の20款1項2目農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

248、249ページをお願いいたします。

248、249ページの上段から254、255ページの下段にかけて、6款1項1目農業費でございます。

以上が農政課の決算でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○伊藤委員　1点だけお聞きします。

ちょっと恥ずかしいことを聞くんですけど、主要施策の成果報告書の64ページということで、農業用施設の適正管理と農業の安定経営のための支援ということで、この中の成果の状況の中で、ちょっと私わからんのは、耕作放棄地の面積ということで、耕作放棄地というのは、ちょっと私、理解できないので申しわけないんですけど、例えばどういったものが耕作放棄地なんですか。

例えば、私が知っている人なんか、例えばの話、畑を持っていると。だけど、草が生えるために耕運機で起こしていると。基本的に年間に数回だけ。そういうのも放棄地なのか、その辺のところのしっかりと、そういう人が今多いんですね、知ってみえると思うんですけど。そういうことの定義というか、耕作放棄地のちょっと定義を教えてください。

○農政課長　農業委員会のほうで、耕作放棄地の利用状況調査をやっております。その中で、定義としまして、耕作放棄地につきましては3つございます。不作付地というものがございます。これは、耕作がいつでもできるけれども耕作していないというものがあります。次に、再生可能荒廃農地というのがあります。これが、手を加えれば耕作が可能ということです。再生困難な荒廃農地というのが、お手上げ状態という状況でございます。その3つで耕作放棄地とっております。

○伊藤委員　その3つの定義に当てはまれば、耕作放棄地ということですね。

実際につくられていないということなんですよね。つくっていない畑というのが耕作放棄地ということですかね、簡単に言いますと。

○農政課長　　そういうことをございます。

○伊藤委員　　そうすると、面積自体は今回目標値としてはほとんど変わっていないということで、実際、私はだんだん減ってきておるとは思うんですけども、その辺のところは余り変わっていないということなんですけど、調査というのは、どういうふうに調査されておるんですか。

○農政課長　　農業委員会には17名の方がお見えになりまして、そのうち7名の方が現地を調査する方をございます。うちのほうが農地の図面等をお渡しさせていただきまして、実際に現場を見て、先ほどの定義に基づいて判断をしていただきます。

○伊藤委員　　わかりました。7名の方が実際に現地を見て、地図を見て、その部分に対して毎年調査をされるということですかね。

○農政課長　　はい、そうです。

○伊藤委員　　わかりました。以上です。

○副委員長　　ほかに。

○宮地委員　　ちょっとわからないので聞きたいんですけど、当然わからないから聞くんですけど、249ページの漁業協同組合育成補助事業で15万円、その上にも江南市園芸組合、この35万円はわかるような気もするんですけど、漁業組合の育成事業というのは、15万円はどんなあれですか。

○農政課長　　水産業の健全な発展と振興並びに増殖事業の魚場管理、公害防止等漁業の育成を図るために団体が行う公益的事業に対して交付する漁業協同組合の育成補助金として、必要な補助金として交付しているところの団体をございます。

○宮地委員　　これは江南市にあるんですか。どこにあるんですか。

○農政課長　　まず団体名が愛北漁業協同組合というところで、事務所は犬山市にあります。

○宮地委員　　愛北に15万円という金額の割合からいくと、江南市の園芸に35万円、それから農業集落、これも江南市自体のあれですね、20万円というのは。金額の割合からいくと、何か愛北のほうに出してみえる15万円というの

は、かなり大きなウェートを占めているような気がするんですけど、これは何か理由があるの。

それと、農業集落活性化推進事業費補助金は20万円、これは多分江南市の組織だと思うんですけど、この20万円はわからんでもないし、上の江南市園芸組合の35万円はわからんでもないんですけども、漁業に対して15万円というのは、ここで15万円にしていれば、もっと江南市の園芸組合とか、農業活性化のほうにももっと大きな金額を出してあげたほうが活性化するんじゃないかなと思うんですけど。

○農政課長 それぞれの目的をもって交付をしておるんですけども、その実績報告書を受けて、適正な価格を払っているというふうに理解しております。

○宮地委員 その適正がちょっとわからないもので。何か実績があるんですか。

○副委員長 組合で案分でみんな分けておるんだらう、どうせ。犬山市、扶桑町、江南市、負担金の割合だらう。

暫時休憩します。

午前11時11分 休 憩

午前11時12分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○農政課長 また後ほど報告させていただきます。

○副委員長 それでは、そのほかの質疑ありませんか。

○掛布委員 成果報告書の99ページの新規就農・経営継承総合支援事業で、議場でも質疑があったんですけども、これ、5年間150万円交付されるということなんですけれども、要するに、150万円全額給付される条件というのは、全く農業収益が上がらないというか、150万円がないとやっていけない状態の人が150万円全額5年間もらえるのであって、頑張って農業収入があるようになると、5年に至らなくても途中で減らされちゃうとか、もらえなくなっちゃうとか、そんなことがあるように聞いたんですけども、その辺の交付条件というのはどんなふうになっているんでしょうか。

○農政課長 委員の言われるとおりで、所得が350万円を超えれば、この交

付金は中止になります。なお、100万円から350万円までの方は、350万円から所得を引いて、残りに5分の3を掛けたものを交付するという事です。

○掛布委員　　今、所得と言われたんですけど、収入ではないんですか。所得だったら、すごいことになっちゃうんですけど。

○農政課長　　所得でございます。

○掛布委員　　そうすると、この99ページにある交付実績状況を見ると、例えば一番上の31歳の女性は、平成26年からもらっているから、26、27、28、29、もうこれで4年目で、来年もらったら5年目ですけれども、ずうっともらい続けて、もう4年目にしてまだ満額もらっているということは、現在でもまともな農業収入は得られていないということなので、5年もらった後、5年ではいおしまいよとなると、もうその途端に農業ではやっていけなくなってしまって、離農するということになるんですけども、そういう5年もらった後の引き続き頑張ってよといった、5年やってもまだちゃんとやっていけないという方がほとんどだと思うんですね、これ見ていると。そういう方に対する、せっかく江南市でやってもらっているんだから、そういう人に対する、5年後の6年目からの支援というのはいないんですか。

○農政課長　　5年たっても、引き続き行政としても支援をしていきたいと思っています。例えば生産性を上げるために、県の普及課というところがあるんですけど、そういうところに相談をしていただくということもありますので、何とか続けていただけるように、行政としても支援していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　　それぞれの就農場所があっちこちに書いてあるんですけども、農地中間管理機構から借りている人ばかりなんではないでしょうか。営農の農地を貸している人たちというのはどういう人なんではないでしょうか、貸している方というのは。

○農政課長　　全ての方が中間管理機構を通じて借りているわけではなくて、ほとんどの方がなのはな畑というところを卒業しておりまして、そういった関係から、知り合いの方もお見えになりまして、個人的に借りている方もお見えになると聞いております。

○掛布委員　　この中には、当初この交付金をもらいながら就農を始めたところ

ろが、農地の明け渡しを求められて、全然違うところでもう一回やり直さなきゃいけないってしてしまったという方がいるんですね、この新規就農の方で。やっぱり新規就農者を市全体できちんと育てていくという姿勢がないと、例えば5年契約で借りて、土をちゃんとつくって、本当に農作物がちゃんととれるだけの土をつくっていくというのは大変なことなので、せっかくやってきたのに、急に出ていってこれというように、全然また別の場所で、もう一回土をつくるどころからやり直さないといけないということでは、本当に交付金を出して支援しているということにならないと思うので、そういった市として、きちんと契約が5年だったら5年間は何があってもそこを保障するというようなことまでやらないと、定着する、住む場所もそうですけれども、そういった点は何とかならんかったんでしょうかね。

○農政課長　　今、委員が言われたケースなんですけれども、実はその方から相談を受けまして、行政のほうで別の地区の農地を探して、今そちらのほうでやっております。通常は中間管理機構を通してやっておる方なんですけれども、借地契約が多分期限がちゃんとあるんですね、5年間。その中で、土地所有者から、開発関係で土地を返してほしいという話だったんですけれども、その方は、別に法的に言えば、借地契約があるもんですから、やめなくてもいいんですが、やっぱりそこで江南市で農地をやっていくということもございまして、余り争いもしたくないということで、うちのほうに相談があって、行政としても、その意思に応じて違う場所を探してきたというところでございますので、よろしくをお願いします。

○掛布委員　　もう一つ農政課の関係で、成果報告書の101ページのところに宮田導水路上部整備事業というのがあって、本当に延々と平成24年度からやっていて、お金がかからないようにということで、整備内容を見直ししていただいているんですけれども、今後の方向性ということで、事業の進捗がおくれているのでと書いてあるんですけど、総延長たしか4.4キロメートルぐらいだったと思うんですけど、蘇南公園の一宮市境からすいとぴあ江南までだったかな、4.4キロメートルだと思うんですけども、そのうちの何メートル進んでいるという、それで進捗率が27.3%ということなんですかね。4.4キロメートルのうち何キロメートル終わったということなんですしょう

か。

○農政課長　　この数字に載っている進捗率27.3%というのは、事業費ベースでございます。延長の進捗ではございません。

延長の進捗に関しましては、総延長4.25キロメートルのうち、約1キロメートルということでございます。

○掛布委員　　事業がおくれている理由というのは何かなというのがお聞きしたいんですけども、本当に草生えになってしまって、そのうち木になってしまうような気もするし、あと用排水分離はやられていると思うんですけど、もう何年も前に。それで、排水だけになっているところのふたかけを国がやっていくということになっていたと思うんですけど、これってやられたんですかね。まだあいているままのような気がするんですけど、どうなっているのかなあとこののを教えてほしいんです。

○農政課長　　まず、事業がおくれているというのは、これ県営事業なんですけれども、県の方にお聞きしたところ、やはり県も国のほうからお金がおりにくる話なんですけれども、やはり防災関係のほうにお金がすごく使われて、こっちのほうは、どっちかというとならぶという事業なものですから、余りお金がおりにこないということで、進捗がおくれているというふうに聞いております。

先ほどのふたかけについても、これは国の事業でございますけど、まだ完了はしておりません。引き続き、今年度もまたふたかけをしていくというふうに聞いております。

○掛布委員　　完了していないということは、部分的にはふたかけは進んでいるということですか。

○農政課長　　はい、そうです。

○副委員長　　そのほか、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長　　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○環境課長　　環境課所管の決算につきまして、御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の66、67ページをお願いいたします。

中段の12款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に70、71ページをお願いいたします。

中段の12款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に76、77ページをお願いいたします。

上段の13款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

はねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

最下段の14款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、備考欄の環境課分でございます。

はねていただきまして、80、81ページをお願いいたします。

最上段の2節清掃費補助金でございます。

同じページの下から2段目、14款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

次に86、87ページをお願いいたします。

中段の17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金、備考欄の環境課分でございます。

はねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

最下段の19款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

はねていただきまして、90、91ページをお願いいたします。

11節雑入、備考欄のうち、中段の環境課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

232ページ、233ページの上段、4款1項2目環境保全費で、234、235ページの中段まででございます。

同じページの中段、4款2項1目清掃費で、246、247ページの最上段まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　　ちょっと合併処理浄化槽のことで聞きたいんですけど、成果報告書の68ページと110ページにもありますし、また意見書の71ページにも出てくるんですけど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換促進を図るということで、その辺のところ、当然合併浄化槽にしても、当然その維持管理をしないと何にもならないわけでございまして、垂れ流しという形になるものですから、その辺のところも、やはりしっかりと管理する必要があると思うんですけども、その辺のところの啓発というのはもともと県がやるということなんですけど、市としてはどんな啓発をされているんですか。
- 環境課長　　合併処理浄化槽の維持管理につきましては、広報「こうなん」、ホームページで年4回啓発をしているところでございます。
- 伊藤委員　　広報「こうなん」だけでは、なかなか見ない人もいるものですから、なかなか合併処理浄化槽がふえていかないということになるんですけども、また話はちょっと変わりました、この前の本会議の中でも、市の施設でも単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に変えないかんといい話もちよこちよこ出てきておるんですけども、その辺の計画というのはあるんでしょうか。
- 環境課長　　市の施設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、本会議でも各施設の管理者のほうから説明があったと思いますけれども、それぞれの施設管理者のほうから計画的に、公共用施設の再配置計画との関係もございしますので、そちらとあわせて順次転換されるものと思っております。
- 伊藤委員　　確かに統廃合ということで、廃止される施設もありますので、そこを変えてしまうともったいないということもありますし、補助金も今回おりるということで、変える場合、単独から合併に。そのところもあるものですから、やはり啓発というのはしっかりしていただいて、啓発をした中で、その後にもやはり変えていただいても、点検しないと絶対意味がないものですから、その辺のところも啓発もしっかりしていただかないと、せっかく合併処理浄化槽に変えても、垂れ流しという意味になれば、何にも意味がございませぬので、その辺のところも、今後広報「こうなん」だけじゃなくて、いろんな機会を捉えて、環境対策としてしっかりしていただきたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

- 環境課長 先ほど、広報「こうなん」で年4回というふうで申し上げましたけれども、実際は広報とホームページ、それからアピタ江南西店で、10月にチラシの配布を行っておりますし、環境フェスタでもチラシの配布を行っております。

また、市内の水道工事店協同組合を通じまして、各工事店にも啓発をしておいて、浄化槽の清掃業者にもPRを、啓発をしているという状況でございますが、今後も委員言われるように、その辺しっかりと啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

- 伊藤委員 よろしく願いいたします。

あといいですか、続けて申しわけございません。

成果報告書の72ページで、成果の状況の中で、ボランティア分別指導員ということがございまして、ちょっと私も本当に知らないで申しわけないんですけども、この辺のところは実際目標値から下がってきており、曇りマークになっているということで、実際減ってきている状況だと思うんですけども、その辺、どのような方がまず最初にボランティア分別指導員になられているのでしょうか。

- 環境課長 ボランティア分別指導員の方は、平成28年度末は369名、平成29年度末では395名ということで、年々若干ずつ上がってきている状況でございます。決して減少傾向ではございません。

どういう方がということでございますけれども、養成講座が年に2回、5月と1月にありまして、各区の区長さんを中心に応募があった方に受けていただいて、その方々になっていただくということでございます。

- 伊藤委員 これはどの区にも大体見えるわけですか、江南市の。見えない区って。

- 環境課長 ゼロの区もございまして、大きいところでいくと、前飛保区、四ツ谷区、本郷区、南野区、石枕区、山王区、山王北区等々、10区ぐらいはいないところがあります。

- 伊藤委員 全部の区が必ず一人はいると勘違いしていましたがけれども、勝手に思っておったんですけども、いない区も見えるわけですね。その辺の

ところの指導というのはどうされていますか。

- 環境課長　このボランティア分別指導員の方は、月2回の資源ごみの日に立って、ごみの分別について指導いただいていますけれども、いないところの区におかれては、各区の役員が出ていただいて、指導に当たっているという現状がございます。
- 伊藤委員　やっぱりいない区も1人はいていただくような形で、これからやはりそういう市としても働きかけをしていただきたいなあというふうに思います。いかがでしょうか。
- 環境課長　年に2回の養成講座を募集する際に、いない区に対しては、各個別に区長さん宛てに応募していただくようお願いをしてみたいと思います。
- 副委員長　それって、区であれなんだけど、別にいなくても、そういった指導だとか、そういったことは別に関係なくやれるわけなのかなあ。要は、分別指導員の資格というのか、講習を受けていない方がそういったごみの持ち込みをされる方に、これはこうのこうのといったような指導は別に問題なくやれるというふうに解釈してもいいのかな。
- 環境課長　この養成講座を受けて分別指導員の資格を取っていただくと、腕章と帽子を配付して、その方々がその目印、帽子と腕章をもとに指導していただいていますけれども、ほかの区の役員が決して指導してはいかんといいことではないので、おらない区によっては、役員の方々の御協力をいただきまして指導をしていただいているという状況でございます。
- 副委員長　ふーんとしか言いようがないけど、ほかにもございますか。
- 伊藤委員　あと1点だけ、こっちの決算書の237ページの中段あたりに生ごみ処理機器設置費補助事業とあるんですけれども、私が聞いているところは、生ごみ処理機を最初に入れたんだけど、なかなか続けられないという、すぐにほかってしまうというんですか、そういうこともちょっと耳に入ってきておるんですけれども、この辺の例えば生ごみ処理機を設置するに当たって、総額に対して幾らの補助金というか、何分の1というんですか、その辺のところをちょっと教えてください。
- 環境課長　生ごみ処理機の種類といたしまして3種類ございまして、一番

安い密閉発酵容器という1,000円程度のものは、補助金額が100%でございます。1,000円、100%出ます。それから、畑に置いていただくようなコンポストは、60%補助で3,000円を上限としております。それから電動の家庭用の生ごみ処理機、これは7万円ぐらいするやつですけれども、60%の補助で5万円を限度としております。

○伊藤委員 結構補助が出るということで、この中で、特に電動のほうほどのぐらい今回決算で出たんでしょうか。

○環境課長 昨年度から申し上げると、平成28年度は17基、平成29年度は啓発の効果もあって26基ということで、電動の処理機については、私も購入してふえております。

○伊藤委員 わかりました。

これって、大体何年もつものなんですか。耐用年数。

○環境課長 普通に使っていれば五、六年はもつものというふうに思っていますけど、使った感じでは、決して壊れるような複雑な機械じゃなくて、下から加熱して、電動の炊飯器のお釜みたいなものを加熱して、それが下のほうにぐるぐる回って乾燥していくという機械なので、そんなにすぐさま二、三年で壊れるものではないような気がいたします。

○伊藤委員 6年か7年ぐらいはもつだろうということですね。それによって、大体効果が非常にあるということで、補助金も確かに5万円非常に高いということで、コンポストに比べて非常に有効だということで、この辺の啓発なんかをしっかりとされて、こういう取り組みもどんどんこれからやっていきたいということなんですか。

○環境課長 特に補助金額の高い電動の生ごみ処理機につきましては、フルカラーで掲示板というか、A3サイズのチラシを配って、カウンターにも設置して、実際に処理した後に出る堆肥のものも実際に展示をしております、本庁に来る方はよく見られて、すごくいいねという感想を何人にも言っている状況です。今、本庁と事業センターにチラシを置いてありますけれども、今後フェスタ等にもいろいろ活用して、PRをしていきたいと考えております。

○伊藤委員 ぜひともPRしていただいて、どんどん電動の生ごみ処理機を

ふやしていただきたいというふうをお願いいたします。以上でございます。

○副委員長　ほかに。

○野下委員　決算書の241ページの不法投棄防止事業というのがありますけど、これは環境課の所管でいいですよ。この中で、14節のところで使用料及び賃借料、機器借上料というのが89万4,413円、実際についておりますよね。これは、まずこの監視カメラの件なんですか。これは何の使用料とかなんですか。

○環境課長　この14節の機器借上料は、不法投棄で消火器であるとか、テレビ、冷蔵庫であるとか、そういったものが不法投棄されたときに、業者にトラックと作業員が、出動していただくときの機器借上料です。監視カメラについては、12節の、予算上は上がっていませんが、監視カメラは別に7台保有をしております。

○野下委員　それじゃあ、こっちの評価表のところなんですけど、成果報告書ですね。ここに、今7台とおっしゃいました監視カメラなんですけど、ごみ集積所等で活用という表現になっている可能性があるんですけど、実際の貸し出しの状況というのはどうなんでしょうか。

○環境課長　現在7台あるカメラのうち、6台が貸し出しをしております、野白区の集積所、それから曾本区、勝佐区、高屋町大松原区、赤東区、宮後上区というところに6台が今貸し出し中でございます。

○野下委員　たまに故障しているケースがあるんですよ。これ、ちゃんと故障なしでやっていますか。

○環境課長　7台のうち、そもそも5台はダミーの監視カメラで、うち2台が動くものということでございますので、もともと動きません。

○野下委員　承知で質問していますけど、ちゃんと正式にきちっと動くものについては、ちゃんと作動しておりますよね。事務所に眠っていませんよね。

○環境課長　実際に作動するものは、今貸し出しがなく、事業センターのほうに置いてありますが、これはきちっと作動するものです。要望によって、きちっと作動するものがあるのか、ダミーでいいのかをお聞きした上で貸し出ししますが、今出ている区については、そういう高価なものじゃなくて、ダミーのもので結構ということだったので、ダミーの貸し出しをしております。

ということです。

○副委員長　　よろしいですか。

ほかにございますか。

○掛布委員　　成果報告書の72ページのほうで、成果の状況で、事業系のごみとか、一生懸命に事業所を回ったりして啓発していただいたのか、事業系のごみは減ってきているので、よかったなあと思うんですけども、市民の1人当たりの可燃系のごみの排出量がちょっと減っていったいなかなあと思うわけです。ちょっとこれをどう考えたらいいのかなというのをお聞きしたいのと、もう一つは、リサイクル率です。これ、実績値が入っていないんですけど、いろんな資源ごみの回収量とかが確実に減っているというか、いろんなスーパーのところに出したりとか、そんなこともあったりして、集団回収も減っているので、リサイクル率の数字がかなり悪くなっているんじゃないかなあと思うんですけど、リサイクル率の実績値がないというのは何か理由があるんでしょうか。

○環境課長　　まず、市民1人当たりの家庭系可燃ごみの排出量については、平成27年度は399グラム、平成28年度、29年度が395グラムということで、若干下がりがつつあるような傾向にあります。1グラムとか、そういう程度の話ですけども、ふえている状況にはございません。

リサイクル率については、直近の平成29年度というのはまだ計算が出ないので、平成28年度で申し上げますと26.0%、これは決して悪い数字じゃなくて、愛知県下の10万人以上の都市の部で第2位ということなので、以前は第1位でしたけれども、小牧市が、ちょっと数値の計算が、やり方を変えたみたいで1位になってしまいましたけど、いい数字であるという認識でおるところでございます。

○掛布委員　　同じページの成果報告書のところに、懇談会の開催、各地区対象に6回ということなんですけど、これはどういったものなんでしょうか。それぞれの地区からの求めに応じて、減量の仕方とか、いろんなそういった説明に出向かれたということなんでしょうか。

○環境課長　　これも各区からの要請によって、夜の6時であったり、土・日であったり、区の都合に合わせて、環境課の職員が分別の仕方であるとか、

そういったものの指導に約1時間程度、説明に伺うというものでございます。

○掛布委員 説明をしに出向かれた区というのはどこでしょうか。

○環境課長 松竹区、布袋区、山尻区、今市場区、尾崎区、安良区が行っておる区でございます。毎年、区長・町総代会で、そういった懇談会があるので御利用くださいという御案内をしておるといところです。

○副委員長 よろしいですか。

○掛布委員 成果報告書の110ページに合併処理浄化槽の設置があつて、補助金をアップしてやってもらっているんですけども、単独槽から合併にかえたときに単独槽が余るといのか、余らないんですかね。雨水貯留施設に、要らなくなった単独槽を掘り起こして、上げて、きれいに洗って、雨水貯留槽のかわりに使うということに対する補助はあるんでしょうか。

○環境課長 平成29年度は、雨水貯留槽への転換は2基、実際にございまして、環境課ではなく、下水道課のほうでそういったものがあるといものでございます。

○副委員長 よろしいですか。

それでは、先ほどの宮地委員の質疑について、商工観光課のほうから、答弁を求めます。

○商工観光課長 先ほど宮地委員のほうから、いわゆる音響機器のレンタル料、リース料は幾らかとい御質問でございました。確認をいたしましたところ、こちらで約60万円が必要となつてまいります。今回、実際花火大会ができなかつたといことで、こちらのほうはキャンセルができたといことで、決算には費用はかかっておりませんので、よろしくお願いたします。

○副委員長 よろしいですか。

暫時休憩をいたします。

午前11時51分 休 憩

午後1時10分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの農政課に、愛北漁業組合の関係の質問がありましたけれど、その回答が出たそうなので、ここで答弁を許します。

○農政課長 先ほど宮地委員から、漁業協同組合育成補助事業について質疑

がありましたので、それについてお答えをさせていただきます。

まずこの漁業協同組合育成事業の事業内容について、説明をさせていただきます。

漁業協同組合は、増殖計画ではアユ、コイ、フナ、ウナギ、ニジマス、アマゴを増殖しております。また、公害対策としては水質汚濁の監視、漁場管理としては河川の清掃、漁場整備などがございます。

このような事業を行うのに、平成29年度の支出は901万1,466円で行いました。その支出の一部として、補助金として江南市では15万円、扶桑町では4万8,000円、犬山市では61万5,000円、合計81万3,000円でございますので、よろしく願いをいたします。

○副委員長 続いて、都市整備部都市計画課について、審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 それでは、都市計画課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の66、67ページをお願いいたします。

上段の12款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、まちづくり課分でございます。

その下の最下段の12款1項5目3節都市計画使用料は、68、69ページ上段にかけまして、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、72、73ページ、上段の12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、74、75ページ、上段の13款2項3目1節都市計画費補助金でございます。

ページをはねていただきまして、76、77ページ、上段の13款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、82、83ページ、上段の14款3項5目3節都市計画費委託金でございます。

その下、14款4項4目1節都市計画費交付金でございます。

その下、14款4項5目1節市町村委譲事務交付金でございます。

ページをはねていただきまして、84ページ、85ページの上段、15款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄のまちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、86、87ページ、中段の17款2項1目1節基金繰入金は、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、92、93ページ、最上段の19款5項2目11節は雑入、備考欄、まちづくり課分でございます。

ページをはねていただきまして、94、95ページ、下段の20款1項3目1節都市計画債でございます。ここまでが歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

中段の2款1項6目市民生活費のうち、備考欄、いこまいCAR運行事業から公共交通再編事業まででございます。

ページをはねていただきまして、214、215ページをお願いいたします。

下段の3款2項3目児童遊園費は216ページ、217ページ上段まででございます。

ページをはねていただきまして、272ページ、273ページをお願いいたします。

中段の8款4項1目市街地整備費は、282、283ページ上段まででございます。

その下の8款4項2目公園緑地費は、286、287ページ下段まででございます。

なお、平成29年度決算に係る主要施策の成果報告書に、生活環境、産業分野のうち都市計画課分の施策評価の結果を56ページから57ページ、主な事務事業を94ページから96ページに掲載しております。

また、都市生活基盤分野のうち都市計画課分の施策評価の結果を194ページから199ページ、及び204ページから209ページに、主な事務事業を224ページから232ページ、及び237ページから239ページに掲載しております。

また、平成29年度江南市決算審査の意見につきましては、意見書の40ページ中段から41ページ上段まで、4項都市計画費を掲載しております。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○副委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　3点ほど、ちょっとお伺いしたいんですけれども、まずこの成果報告書のところの57ページ、公共交通再編事業ということで、これも今の重点課題、方向性が重点化ということでなっているんですけれども、実際、いろいろと掛布委員が公共交通のことではいろんな一般質問なんかされているんですけれども、ちょっと気になるのは、今地区を分けて、例えば積極的な地区があれば、その地区を対象に先にモデル地区として試行的に公共交通を走らせようかなあと、多分そういうようなイメージだと思うんですけれども、そこに対して、例えばここには多分名鉄バスもあるしタクシーもあると。そうすると、国の許可なんかは例えば制限がされてくると思うんですけれども、そういったところはもうお調べであるんでしょうか。

○都市計画課長　[※]今、路線バス等走っておる路線に関して、新しく地域主体の公共交通を走らせるというのは現状難しいということですので、空白地帯、今いこまいCARで全てカバーしている状況ですので、今後考えるのであれば、いこまいCARのかわりにそういった地域主体の公共交通で新しい運行を考えるとということになります。

○伊藤委員　確認なんですけれども、いこまいCARを、多分その地区をなくして、その地区で公共交通、例えばコミュニティバスを走らせるというイメージですか。

○都市計画課長　[※]はい、そういったイメージでございます。

○伊藤委員　はい、わかりました。

基本的には、その地区に名鉄とかタクシーもあるんですけれども、多分、いこまいCARも今あるということで、いこまいCARをなくせば認可というのがおりてくるという形なんですか。そういうイメージですよ。

○都市計画課長　[※]そういった空白地帯を埋めるという形で走らせますので、おっしゃられるイメージでいいかと思います。

○伊藤委員　わかりました。

※ 後刻訂正発言あり

あと全く違うんですけれども、成果報告書の239ページ。これも確認なんですけど、申しわけございません。

公園等維持管理事業というところで、実際、今の遊具ですね。非常に老朽化してきて危険だという、全国的にもそういう事故があるということの流れの中で、月1回の職員による遊具点検ということなんですけれども、これは当然目視ですよ。

○都市計画課長 目視もありますが、実際に遊具をさわって点検すると、そういう形です。

○伊藤委員 これは何名で行っているわけですか。

○都市計画課長 2名で対応しております。

○伊藤委員 わかりました。確かに、1名ではちょっと判断に迷うときもありますので、2名で行っていただければまあ安心ということで、その後に年2回の専門業者による遊具点検ということで、これはどこの業者がどういった、例えば器具を用いて点検されるのか。同じ目視だったら同じことだもんですから、職員がやればよいという形になるんですけど、どういった点検をやられておるんですか。

○都市計画課長 業者に関しましては、東海遊具製作所というところが点検をしております。

検査方法はちょっと今具体的にはっきりとわかりませんが、たたいて音を確認するとかで判断できるところがあるということですので、何らかの形で確認をしておるということです。

○伊藤委員 基本的には目視とか、たたくといたら職員もできますので、何か専門的に、例えば鉄の厚みをはかる何かそういうやつもありますよね。例えばの話、さびておるところは例えばそういう鉄の厚みをはかる器具を持っていたり、専門的なそういう器具を持っていた業者でやられるんならいいんですけど、職員と同じような点検をやられておるんだったら、別に専門業者に委託しなくても職員が例えばまた余分に点検するだけで別に済むと私は思うんですけど、その辺のところをちょっと一遍よく精査してもらって、どういった点検をやられてしっかりされているのかということ再度確認だけしておいていただきたいと思います。

あともう一点、いいですか。

その下のサイクリングロードを活用したイベントということで、これ今回初めてですか、2回目でしたか。

○都市計画課長 継続的に実施しております。

○伊藤委員 毎年ですか。

○都市計画課長 毎年です。

○伊藤委員 この辺のところを、ちょっと人数、たまたま澤田市長もサイクリングをやってみえたというような、お見かけしたんですけど、これはやはり市民のニーズが高くて参加者もだんだんふえてきておるんですかね。

○都市計画課長 直近でお話しさせていただきますと、平成29年度は205名の参加者です。平成28年度が234名、平成27年度、平成26年度、平成25年度は雨天により中止になっております。

ですので、直近の数字でいいますと、平成29年度の205名で、平成28年度が234名ですので、多少減っているという状況でございます。

○伊藤委員 わかりました。これからも継続して続けるということで、非常に親子の触れ合いということでいい企画だとは思いますが、できればもっと参加者をふやしていただいて、こういった機会をつくっていただくような形でPRのほうもしていただきたいと思います。

あと1点だけ、いいですか。あと1点だけです。決算書のほうです。

この前のほかの議員もちょっと言われておるかもわかりませんが、275ページの中段よりやや下、ちょっと下段のほうですかね。江南駅前管理運営事業ということで、駅前のトイレの維持管理ということで、この辺のところを今業者ってどの業者がやっていますか。

○都市計画課長 シルバー人材センターのほうで委託をお願いしております。

○伊藤委員 実際、シルバー人材センターに委託しているということなんですけれども、例えば清掃業者というのは市内にあれば、そこを例えばネーミングライツという形でトイレを何かそういう業者の宣伝していただいて、維持管理料を無料にさせていただくとか、そういった形の取り組みをやっておるところが結構あるもんですから、特に駅前ということでニーズはあると思う

んですけど、そのような考えはお持ちでしょうか。

○都市計画課長 駅前トイレのネーミングライツについては、今、[※]行政事業レビューのほうで検討中ということでございますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 ぜひとも、この取り組みを進めていただきたいと思います。以上でございます。

○掛布委員 今の続きで、駅前のトイレの維持管理事業の下に江南駅前維持管理事業というのがまた別で設けられているんですけども、駅前を維持管理するというのは一体何が仕事ということなんでしょうか。

○都市計画課長 こちらのほうもシルバー人材センターのほうで、駅前の歩道とロータリー内ですね。あと駅東西の歩道の清掃業務を委託しております。

○掛布委員 済みません、いっぱいあるので少しずつ。

まず成果報告書の94、95、96ページですけれども、先ほど伊藤委員がおっしゃった名鉄バスがあるところに地域主体の交通というのはできないというような、そんな方針というふうに言われたんですけども、いこまいCARを、そこをなくせばいいんじゃないかという話だったんですけども、地域がもしやりたいということになったときは、市の責任で名鉄と地域の要望を調整して、お互いにどういうふうに最善の形をつくっていかうかというふうであって、名鉄は絶対動かなくていいんだよと。地域のほうがそこを避けてやらなきゃだめだよと、最初からそんなふうに決まっているんじゃないと思ったんですけども、そうじゃないんですか。

○都市計画課長 先ほど、いこまいCARをやめないとという答弁をさせていただきましたが、いこまいCARをやめないと認可がおりないわけではないと、そういうことでしたのでちょっと訂正をさせていただきます。

また、バスの路線のある地域においても、地域公共交通会議の中で合意が得られればそういった地域主体の公共交通というのも可能だと。ただ、当然国の認可が必要になりますので、そういった条件はつきますけれども、不可能でないということで訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○掛布委員 94ページのところのいこまいCARで、一番下の対応方策とし

※ 後刻訂正発言あり

て相乗りアプリの導入とか、稲山副委員長が一般質問された、いこまいCARの立ち寄り利用を認めて相乗り率向上ということなんですけれども、立ち寄り利用というのは、もう今すぐにでもできるし、相乗りアプリも今の時代、タクシーでも相乗りタクシーというのを開発しているところがあるので、やろうと思えば何かすぐにでもできるような気がするんですけど、どんな見通しなんですか。

○都市計画課長　　まず立ち寄りの話、稲山副委員長から6月の一般質問でいただいたお話ですが、この件につきましては地域公共交通会議の中でも意見をいただきまして、今は実施に向けてのルール決めというところで検討しておりますので、なかなか今すぐというふうになりませんが、近い将来立ち寄りも可能になるような形で実施をしてまいりたいと考えております。

あと相乗りアプリにつきましては、今お話があったように、もう既にそういったアプリは存在しているということなんですけど、いこまいCARのルール、市内に限ると運賃が半額となると、そういったシステムを構築する必要があるもんですから、当然今のアプリそのままでは使えなくてカスタマイズが必要なんだと、そういう状況でありますので、もちろん検討はしていきますが、今すぐこのアプリを導入できるという状態ではないですので、よろしくお願いをいたします。

○掛布委員　　今のいこまいCARの乗り合わせての利用の実態ですけども、個人の都合で誰かと最初から一緒に乗っていくというときは全体で2分の1のお金を乗った人で、それぞれの事情に応じては分担していると思うんですけども、いわゆるタクシー業者の都合というんですか、裁量で、あの人を乗せて、それから行く道中であの人を乗せてということをするれば運賃は3分の1でいいよと、そういった本当の乗り合い利用ですね。それって乗り合い利用で3分の1負担と、そういった利用実績というのはあるんですか。

○都市計画課長　　現在のところは、実績はありません。

○掛布委員　　一応3分の1になるよというのほどこかに書いてあったと思うんですけど、使い方に。実際、そういった場合、その3分の1の負担を途中から乗った人がどこからどこまでのお金の3分の1なのかとか、そういった実際に払うお金の負担のルールというのが決まっていないと思うんですよ。

例えば、相乗りアプリを入れた場合も、どこからどこまでの負担になるかとか、多分、相乗りアプリでいくと、業者の都合で拾っていくということになるので3分の1負担になると思うんですね、このルールでいくと。だから、そういう場合のどうやって料金負担するかというのが決まってない。

○都市計画課長　　今、掛布委員がおっしゃられるような当然、問題があります。

実際にそういう3分の1負担にするかどうかというのを含めまして、この相乗りアプリを導入する際には、当然そういったルール議論をしっかりとして導入してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○野下委員　　関連で、このいこまいCARの相乗りがないんですよね、今まで。乗り合いというか。何でそういうことがないのか。そこら辺を分析しながらやっていかないと、これを向上させようとしても無理な部分があるんじゃないですかね。どういうふうに分分析されていらっしゃるのか、原因とか。

○都市計画課長　　この乗り合い乗車方式につきましては、事業者の方が実施していく内容になるんですけれども、この方式のまず問題点としては、一般タクシーを使うということで、一緒に乗られる方がやっぱり同じ空間の中で知らない人と一緒に乗るといのがなかなか難しいというのも配慮しているのがまず現状ですね。

あと、この方式を利用する際には、乗車地とか降車地、利用時間など条件がそろると、こういうことが前提となりますので、この2つの点からちょっと今のところはなかなか乗り合いというのが実際に実績として上がっていないという状況でございます。

○野下委員　　相乗りと乗り合いと、どう違うんですか。

○都市計画課長　　乗り合い乗車方式につきましては、先ほど申しあげましたように事業者の方が実施するものでございますけれども、相乗りに関しては利用者の方同士が調整し合って乗るといことでございます。

○野下委員　　済みません、重ねて伺いますが、じゃあ相乗りをされた実績というのはありましたか。

○都市計画課長　　数まではちょっと把握できておりませんが、実際に相乗りで利用されている方というのはおります。

○野下委員　相乗りについての方策をやるということなんですけど、今のシステムは乗り合いもあるということですから、今のその課題等は業者の課題になるという話なんですけど、こういったものもふやしていこうとすると業者へのそういった車種の関係とか、そういったことも改良していかないと全く同じことだと思っんですよ。あの狭い空間の中で、なかなか知らない人同士という形だと制度があるだけで利用できないと。利用しなければなくしちゃってもいいと思っんですよ、僕は。その制度は、できなければ。それを存続しようとする、やっぱり業者への車種の変更とか、乗りやすいようなそういう変更をすべきであるというのが思っますし、もう一点は、94ページに対象範囲の見直しというのがありますので、これはそのエリアの問題かな、それとも何かのほかにこういう違う内容が含んでるのかな、その辺ちょっと聞かせてもらっていいですか。

○都市計画課長　対象範囲の見直しということは、利用条件の見直しというところで今後整理をしていきたいというところでありまして、相乗り向上のための施策ということで、稲山副委員長のほうから御提案があった立ち寄りをうまく使って、今後そういった相乗りの向上につなげていければいいかなあというふうには思っっております。

○野下委員　逆、乗り合い。乗り合いを継続するんだったら、そういう業者への、原因がわかっておるわけですから、そういったことをしっかりとするか、あるいはもうこの乗り合いはなくしてしまうかということ。

○都市計画課長　乗り合い乗車方式に関しましては、これまでも利用実態等がないものでございますので、この乗り合い乗車方式というのも今後、当然廃止というのも検討はしないといけないかなあというふうには思っっております。

先ほどのタクシーじゃなくて、車自体を例えばもうちょっと違うものに変えるというふうなお話もありましたが、当然そういったものは経費がかかるお話ですので、実態のないこういった方式というのはこの廃止を含めて検討してまいりたいというふうには考えております。

先ほど相乗りの便数ですが、ちょっとはつきり申し上げられませんでしたけれども、総数5万4,661のうち、2人以上の相乗りで使っただいたの

が1万1,883ということであります。

- 掛布委員 さっきの続きで、成果報告書の95ページにバス関連事業があるんですけども、名鉄バスへの補助金の出し方の計算式が、いわゆる名鉄バスの利益、収益の5%、掛ける1.05からかかった経費分をそれぞれの計算式で引いて、要するに名鉄バスは何があっても5%分の利益は維持できると、そういった出し方ルールがあって、私は全県的にみんなそんなふうにして、路線バスに対してどの自治体もそういう方式で補助しなきゃいけないもんだと思っていたんですけども、たまたま県のつくっている一覧表を見たら、そうじゃなくて欠損補助と書いてあるだけ、要するに名鉄バスの利益は関係ない。とにかく費用から収入を引いただけ、そういった出し方、欠損補助というところもあるんですけども、そんなふうに変えることはできるんじゃないかなと思ったんですけど、どうなのでしょう。
- 都市計画課長 現状そういったルールを把握しておりませんので、ちょっとお答えのしようがないということでございます。
- 掛布委員 検討しておいてください。

済みません、いっぱいあるので、まず布袋地区のあちこちの開発のところから伺います。

成果報告書の225ページのところに都市計画道路の布袋本町通線のがあって、もう事業完了だというのがどこかに書いてあったんですけど、もうそろそろ完了かなということなんですけど、結局、事業費の総額、この布袋本町通線をつくるのに国や交付金とかも含めて総額で、これからもちょっとありますけれども、幾らかかったということになるんでしょう。

それともう一個、すごいずうっと不思議に思っていたのは、道の半分が土地区画整理事業に入っていて、この事業でやるのは道の半分だけなんですよね。何でそんなふうに1つの道を分けたのかという、そもそもの理由が伺いたいなと思います。

- 都市整備部長兼危機管理監 布袋本町通線は一部区画整理事業に入っていましたけれども、従前の道路の位置の関係で区域の決定をしておりますので、やはりこうした都市計画道路が先に決まって、同時に決めたという経緯がありますので、区画整理ではやっぱり既存の道路を境にして決めたところ

でありますので御理解いただきたいと思います。

○都市計画課長 布袋本町通線につきましては平成24年度から継続事業として実施しておりますが、これまでの決算額の合計金額といたしましては3億3,939万4,488円がこれまでの決算数字の合計となっております。

○掛布委員 そんな少ないはずない。

○都市整備部長兼危機管理監 これは以前、平成21年度から平成25年度にやったところじゃなくて、その南の区間でございますので。

○掛布委員 南のほうは入っていないということですか。

○都市整備部長兼危機管理監 南の区間は平成21年度から平成25年度だったと思いますけど、その辺の期間です。今ちょっと数字がございませんが、今申し上げたのは、さらに南の部分でございまして。

○掛布委員 用地費とか移転補償費とか入れたら、しかも一番お金がかかった北の布袋駅線との境の辺からだともっとすさまじいお金がかかっているはずなので、もしわかったら総額を教えてくださいたいと思います、後で。

成果報告書の次のページで、江南通線の取り組みのが書いてあるんですけども、まだ本当に物件調査をしたという、今年度も実施中というところなんですけど、これは概算費用として幾らぐらい見えていて、いつぐらいまでにそれをやろうと、どんなめどになっているんでしょうか。

○都市計画課長 事業期間につきましては、平成29年度から平成34年度という事業期間を予定しております。

平成31年度から平成34年度までの事業費を、今後見込まれる事業費といたしましては5億8,200万円ほどを予定しております。

○掛布委員 そうすると、今の平成34年度までの区間でいくその5億8,200万円という概算費用で、どこまで拡幅整備するということなんですかね。

○都市計画課長 この成果報告書の事業実績の中でありまして、この位置図に示してあります東側に示してありますね。この測量設計区間、この区間が今回の整備の対象区間ということでございます。

○掛布委員 だんだんややこしい話で、成果報告書の228ページに交通結節点整備事業とあって、本会議の質疑でも東議員が聞いたんですけども、ここにある用地取得と書いてあるところですかね。今後の方向性のところに、

道路用地が未取得であることやと書いてあるんですけども、議場で8月に取得できたところという答弁があったんですが、それはどこかと確認したいんですけど、この地図にある隅切りの部分のことですか。ちょっとわからない。

○都市計画課長　この地図でいいますと、四角く大きく長方形で色が塗られているところがございますね。こちらの左側の土地になります。

○掛布委員　次に、その隣の鉄道高架化整備事業ですけども、どんどんおくれていっているよと。これも議場でありましたけれども、結局、当初予定していた平成31年度末までの高架化事業の完成というのは、どの程度おくれていきそうなのかなあと。

それは一体いつまでおくれて、もう一回計画のやり直しというのが、何年か前に7年おくれますというのが出たみたいに、今のところだと平成31年度末、平成32年3月に完成するということしか発表されていないんですけども、どこかの早い時点で、いつまでにおくれますというふうにならないと、いつまでもいつまでもそれでみんな、ほかのところが動いていっているわけで、本当にここに書いてあるように、御担当の方もみんな本当にやきもきしてみえると思うんですけど、あらゆるところに波及していくので、それはいつぐらいにちゃんと計画の変更というのが発表されるのか、いつぐらいまで延びそうなのかというのを早く教えてほしいです。

○都市計画課統括幹　まことに申しわけございません。

本会議でも答弁させていただいておりますが、委員御指摘のとおり、実際、名古屋方面の本線切りかえを行った時点で若干おくれが生じております。また、その後の犬山方面の本線高架構造物を築造しております今現在でございますが、そちらの薬液注入工の実施による工期のおくれとか、また想定外の大きな玉石の影響によりまして施工に苦慮しているところでございます。

今御指摘の完了の時期等、現在、愛知県と鉄道事業者との3者で精査を進めているところでございます。協議がまとまり次第、御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　地下水が多く出過ぎて薬液注入というのは聞いていたんですけど、大きな玉石の影響というのは議場で初めて聞いて、どういうことかとち

よっと理解できないんですけど、大きな玉石があるとどういうことですか、わからない。

○都市計画課統括幹　　いわゆる構造物をつくるにおきましても、その構造物をつくる前にほかに影響しないように鋼矢板、鉄の板を刺していくと。そういう中で、この地面の中に小さい石でしたらちょっとずれるとかして下へ板が入っていくんですけども、まともに下へ行こうとするど真ん中に大きい石があると、なかなか下へ入れたくても入れられないと。それを下へ入れようと思うと、予定していた機械よりも大きい機械を持ってこなきゃいかんとか、そういういわゆる玉石に対応する施工というのは本当に苦慮しておるところでございます。

○掛布委員　　続いて231ページのほうですけれども、ここも何か滞っているというか、これは取得できたんですけども、残りのほうが予算はついたんですけども未取得用地の取得に向け引き続き粘り強くということなんですが、5月に図書館の構想が発表されて、その後も地権者の方と話をしてもらっていると思うんですけど、図書館ができるよというふうに、ある程度何ができるかというのがはっきりしてもまだあれなんですか。地権者の了解というのは得られていないと、そういうことなんですか。

○都市計画課長　　図書館ができるから喜んで用地を提供すると、そういう考えの方はおられません。今、地権者の方とは現在も交渉中でございますので、よろしく願いをいたします。

あと、先ほど、伊藤委員のほうから遊具点検における専門業者の点検方法について質問がございましたが、点検方法といたしましては、まずはやっぱり目で目視すると。あとは実際に手でさわって診断という項目があります。あとは聴音診断ということで、実際に音を聞くということなんですけれども、打診による音で異常を確認すると、そういう方法もやっております。あとは、実際に遊具を動かして診断する方法とか、あとは計測器具、ノギス、メジャーを用いて設置時と点検時の部材の摩耗等を、その変化を計測するというような診断をやっております。

○都市整備部長兼危機管理監　　多分、最初にこういったところで調べて、異常があればまたさらに判断する。1公園、多分1,500円から2,000円ぐらいの

経費ですので、そこまで全部やって本当にお金をかけてやるか、こういったところで異常があればもうちょっと詳しいことをやることもあると思いますけど、まずは今のとおりに対応してまいります。

○副委員長　よろしいですか。

[挙手する者なし]

○副委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　それでは、土木課の決算について説明させていただきます。

まず歳入のほうですけれども、決算書の66、67ページをお願いいたします。

中段の12款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋りょう使用料、ページをめくっていただきまして、70、71ページの下段にあります12款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の土木課分の証明手数料でございます。

少しページをめくっていただき、76、77ページの中段をお願いいたします。

13款4項4目土木費交付金のうち、2節道路橋りょう費交付金でございます。

続きまして、86、87ページの中段をお願いいたします。

17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金の土木課分の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

92、93ページをお願いいたします。

上段の19款5項2目11節雑入のうち、土木課のコピー等実費徴収金でございます。

続きまして、歳出のほうです。

260、261ページをお願いいたします。

下段の8款1項1目の道路管理費であります、ページをめくっていただきまして、262、263ページ下段にかけて掲げております。

続きまして、266、267ページをお願いいたします。

266、267ページの中段の8款2項1目道路橋りょう費であります、ページをめくっていただき、270、271ページの最上段にかけて掲げてあります。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

す。

○副委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　決算書の269ページの真ん中の辺ですね。

道路草刈委託事業と街路樹保全委託事業というのがありますね。これ年に何回、それぞれどういう作業がされるのかということをお聞かせください。

○土木課長　草刈りは年2回予定してやっております。

また、要望によって随時というところも入ってきますけれども、一応年2回ということがございます。街路樹のほうなんですけれども、これは年1回ということで行っております。

○野下委員　ありがとうございます。何月かも、ついでに。大体の草刈りの月、何月ぐらいにされるか。

○土木課長　8月から11月ごろまでということで、主に入ってきております。

○野下委員　非常に、気候もあるんでしょうけど、草がすごくばあっと伸びてしまうとか、あるいは樹木の葉がかなり多くなってしまふとかいう形があって、特に前から言っておりますけど、大きな道路に出るときとかに、草等が生えている場合、草でも低木とその間から雑草というのが両方一緒に来ている場合があって、非常に危険なところが多々あると思いますね。

ですので、結構これ金額が4,000万円ぐらいかかりますか、両方だと。草刈りだと2,500万円とかありますけど、前も申し上げたかもわからんが、間引きとかそういうようなところができるところは間引きをして、安全対策ということをやしてもらわないと、そういう声も結構ありますので、いまだに。そこら辺はいろんな苦情があるところは結構あると思うんですね。そういうところは、率先してそういう対応ができないかというのがありますし、それからこの街路樹についても、この前の大きな台風等が来るときには、倒木というところも危険もあつたりしますので、そこら辺よく精査していただいて、そういう対応を安全対策の面から、あと経費の削減の面から、削減できればどこかに使えるわけでしょう。そういうところをぜひ検討していただきたいと思いますが、どんなお考えですか。

○土木課長　先ほど、街路樹の下にある植樹ますなんですけれども、低木というのは道路清掃委託料、シルバー人材センターのほうに委託をしているところで行っている事業でございます。

そこで、委員が御指摘になるような交通に支障があるようなところがありますので、現在、試行ではございますけれども、市役所の前の道を東、大口町に近いところなんですけれども、固まる土で検証しております、いいところもありますけれども、ちょっとまだそこから草が生えている状況も見受けられますので、もうしばらく検証させていただきまして対応していきたいと思っております。

ただ、間引きということですね。台風でかなり江南市の街路樹も7本ばかり倒れておりますけれども、安全上の問題でこの間行政事業レビューの中で市民との意見の中で、市民の方もやはり見通しが悪いというような状況の中で、今後それを対応していくというように位置づけられております。

ただ予算が伴うものですから、なかなか一遍にはやらないかもしれないですけど、検討している中でございます。

○野下委員　予算がかかる分もありますけど、一回やれば次のそういった草刈り等も含めてその部分はなくなるわけですから、ぜひこれは頑張ってもらいたいと要望させていただきます。

○伊藤委員　これも多分、今までたくさんの議員から質問があったと思うんですけれども、成果報告書の235ページ、道路側溝・舗装工事等事業ということで、実際金額が2億5,000万円ということで、この前補正が1億円あったということで、前3億円あったんですけどね。5,000万円減らされたということで、この要望がだんだんふえてきている中で、当然減らされているということで、予算はですね。

ちょっとお聞きしたいのは、実際要望件数というのはどれだけあって、達成パーセンテージ、どのぐらいのパーセンテージで達成されているんでしょうかね、その要望の中の達成率というのは。

○土木課長　要望の件数は、1年間で400から500件というような数字が出ておりますけれども、その達成状況となりますと、なかなか予算の関係で、随時要望のほうも出ていることの中で、その年の集計の状況が刻々と変わっ

ていますので、何%達成しているかというのはちょっとまだ把握できないというような状況でございます。

○副委員長　　累積しておるでな、前からのやつを。

○伊藤委員　　確かに累積されている区があったり、一遍リセットをかけて、もう一度区で話し合っただけ前の要望を精査している区もあるということは聞いているものですから、その辺のところも温度差があるもので一概には言えないと思うんですけども、結構達成はされてないというようなことで、各地区の要望に対して全て対応することは財政上困難であるという課題がここにあるものですから、ちょっとそれでお聞きしたんですけど、もう一つ気になるのは、舗装工事ということで、例えば側溝、雨降りの後に道路に陥没しますよね。その対応で電話がかかってきますよね。すぐ対応されるということなんですけれども、それはその日のうちに必ず危ないところは対応されるんですか。

○土木課長　　なかなかその日のうちに必ずやるということは、ちょっと言い切れませんが、できるだけ速やかにということで考えております。

また、私も2週間に1回程度パトロールしまして、そういうところを埋めたりしております。だから、職員も現場に出た際はそういうところも気づけば直しているというふうな状況を聞いております。

○伊藤委員　　確かに、私も何回でも電話したことがあるんですけども、陥没しておると言っただけ。すぐ対応してもらえるのかなと思ったら、全然やってくれなかったということもありますので、一応、危ないものから、当然、車がパンクしたり、前ありましたよね。宮田町の堤防で車が何台でもパンクしたということがありますので、そういうことがないように、やはり通報があった場合においては、ほかの市でいいますと携帯で写メをとってそのまま送ると、そういう取り組みをやっているところがありますよね。そうすると大きさもわかるし危険な状態かもわかるものから、すぐに対応ができるということで、小さい穴から大きい穴まであるものから、電話いただいても、本当にすぐやれるものなのか、例えばちょっと持って行ってアスファルトをちょっと詰めてとできるものなのか、実際、本当に大きな工事をしなアカンものかとわからんものから、その辺のところをやはり一旦見に行

って、後からやっていただくならやっていただいてもいいんですけど、とりあえず一旦見に行くと、そういう習慣というんですか、それだけを何とかお願いしたいと思います。

○土木課長　職員全員がそのような心構えで対応していると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。先ほどのちょっとおくれたというのは、ちょっとなかなか仕事が立て込んでいて行けなかったケースだったと思います。よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員　最後に、本当に全職員に対して、市の職員じゃなくても、消防職員でもそうですけれども、保育園の保育士でもそうですけれども、そういうのを見つけたらすぐ土木課のほうに電話してすぐ対応すると、そういう体制を構築してほしいと思います。

○土木課長　そのように職員全体に対しての対応してくださいというようなお知らせもしております。実際、ほかの課から要請があつたりすることもありますので、そのような体制になっているような感じはしておりますので、またそれももう一度皆さんにわかるように説明したいと思います。

○伊藤委員　必ず年度の最初にそれを徹底して、それはしてほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○掛布委員　成果報告書の234ページに道路ストック管理事業ということで、実施内容のところを見ると、橋りょう点検委託40橋の次に江森・前野歩道橋の点検支援業務委託を実施したと書いてあるんですけども、この江森・前野歩道橋という例の跨線橋のすぐ近くにあるのは、たしか今年度、平成30年度の予算で点検をする。何か夜中に線路の上をずうっと走って行って点検するというとんでもない巨額の点検の予算をつけたばかりなのに、平成29年度もやったんですか。

○土木課長　この平成29年度の歩道橋点検支援業務委託というのは、愛知県の都市整備協会のほうへ愛知県内の、基本的には犬山線沿いでこういう点検が必要なところ、犬山市、江南市、岩倉市、北名古屋市、愛西市ということで今回なっているんですけど、そのエリアの中で各市の必要な点検、歩道橋だったり橋りょうだつたりの点検を一括で受けていただくという、名鉄の関係があるもんですから、調整等いろいろあるもんですから、そちらのほうへ

委託をすると。そこを通じて点検していただくという支援の委託でございます。

○掛布委員　そうすると、平成30年度にやるのと平成29年度にやったという支援業務委託とどう違うんですかね。

○土木課長　ですから、支援というのはさっき言った市町の点検を名鉄の関係するところの調整をしていただくという、支援をしていただく。要するに、その点検料が幾らになるのという中で、名鉄が負う部分、各市町がやればそれはいいかもしれませんが、各市町で名鉄とやっていますとなかなか事業のほうが進まないものですから、そういう部分での支援業務です。

ことし行うのは本当の点検です。夜間、歩道橋の、終電終わってから仮線の中を走って下からのぞいたり打診したり、いろんな点検をするというのは本年度行います。

○副委員長　ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長　建築課の所管しております一般会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の68ページ、69ページをお願いいたします。

68ページ、69ページ、上段の12款1項5目4節住宅使用料でございます。

ページをはねていただきまして、70ページ、71ページ、下段の12款2項5目1節土木管理手数料でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページ、中段の13款4項4目1節土木管理費交付金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページ、上段の14款2項6目1節土木管理費補助金でございます。

次に、82ページ、83ページ、上段の14款3項5目1節建築指導費委託金でございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページ、上段の19款5項2目11節雑入は、備考欄、建築課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

262ページ、263ページ、下段の8款1項2目建築指導費は、266ページ、267ページの上段まででございます。

少し飛びまして、286ページ、287ページ、下段の8款5項1目住宅費は、288ページ、289ページの中段まででございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　主要施策の成果報告書の216ページ、217ページですか。耐震診断、非常に昨今、大阪府の北部地震とか北海道での地震が頻発しておりますので、南海トラフ地震も向こう30年間で80%の確率で発生すると言われておりますので、その辺のところを江南市も、雨マークですか、65.2%、達成状況。その辺のところ非常に気になってちょっとお聞きするわけですが、その辺のところの対策というのはどのように考えてみえますか。

耐震診断を受けてない建物がまだ多く存在するというところで、これも245ページにも民間木造住宅耐震診断事業とここに載っていますけれども、そのところはどういうふう to 考えているのでしょうか。

○建築課長　委員お尋ねの民間木造住宅のまず耐震診断委託のほうなんですけれども、こちらにつきましては一応、当初、平成29年度につきましては50件の耐震診断というのを予定しておったんですけれども、実際には27件の申請ということで、予定件数を達成できなかったということもあります。

無料耐震診断につきましては、昭和56年5月以前の住宅が対象になっておりますので、居住者の方が比較的高齢化しておりますので、その診断後の耐震改修の必要性は理解しておると思っておりますけれども、そのあたりの工事費のほうの関係もございまして、なかなか決断できない方が多くいるように感じております。

今後、こういった診断数の上昇につきましては、啓発のほうに力を入れま

して、従来の広報や総合防災訓練での案内に加えまして、各区への回覧にてPRに努めてまいりたいと思っております。

また、今年度につきましては4月に江南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム、こちらのほうを定めておりまして、従来の広報や防災訓練での案内、各区の回覧に加えまして、今年度から江南市広報のSNSのフェイスブックを利用したり、まだ診断を受けていない方に対してのダイレクトメールの送付等を行いながらPRに努めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

- 伊藤委員　　ぜひともさまざまな方法を使ってPRしていただいて、耐震診断をふやしていただいて耐震補強を進めていただきたいと思います。その中でもう一つ、246ページの前の掛布委員も言っていたんですけど、耐震シェルターですか。それがなかなか進んでいないということで、平成29年度の実績で1棟というか、1棟の中でつくられたということで、この業者というのはどこら辺にあるわけですか。
- 建築課長　　耐震シェルターの補助につきましては、平成25年度から実施しておるところなんですけれども、まず業者がどういうところがあるかという御質問でございますが、これの採用している業者につきましては、愛知県のほうで認定された工法を使っている業者ということになりまして、これが何社か登録されておるといような状況でございます。
- 伊藤委員　　近隣には、ありますか。
- 建築課長　　県内でも一番近いところは岩倉市に採用している業者がございます。
- 伊藤委員　　ぜひとも、これもPRしていただいて、せっかく整備費補助金交付要綱を整備したもんですから、その辺のところをしっかりとこの耐震シェルターが、多分、持ち出しが多いかどうかちょっとわかりませんよ。補助金がいただいても多分かなりの持ち出しがあるとは思いますが、その辺のところ年寄りの人が非常に有効ということで、寝たきりとか自宅に在宅医療をされている人、そういう人に対しては地震のときには動けませんので、こういうシェルターは非常に有効でございますので、ピンポイントにそういう在宅医療をされておるうちの人に対して、そういうのを進めていただきたい

と。全体じゃなくて、本当に動けない人をピックアップしてダイレクトメールを送るとか、何かそういう方法をとってはどうか。

○建築課長 耐震シェルターの補助の対象につきましては、障害者の方とか高齢者世帯であるというような条件になっております。

耐震診断を受けていただきまして、コンマ4以下と判定された方に対して、こういったシェルターの工法を検討することができるわけなんですけれども、なかなか件数も伸びていないということもございますので、診断のほうをよくPRしながら、こういった耐震シェルターの整備というものに対しても補助が出るということにつきまして、しっかりとPRしていきたいなというふうには考えております。

○伊藤委員 わかりました。しっかりとPRして、少しでも命の危険をなくすような形でお願いしたいと思います。

あと1点だけ、いいですか。

空家等対策推進事業、247ページかな。これも各議員が非常に言われているということで、危険空き家等非常に問題があるんですけれども、実際、毎年聞かれておると思うんですけれども、今何件把握してみえますか。

○建築課長 空き家の件数につきましては、平成28年度に空き家の実態調査を行っております。その実態調査時点の件数ということで把握しておるところなんですけれども、この時点で空き家件数としましては519件でございます。

その後につきましては、特に集計は行っておりませんので、今現在幾つかということについては把握してはおりません。

○伊藤委員 通報があった危険空き家というか、例えば普通の空き家じゃなくて、非常に倒壊の危険があるとか、そういう空き家を把握してみえるかということなんですけれども、どうでしょう。

○建築課長 倒壊のおそれがある空き家につきましては、市民の皆様から通報等をいただいておりますので、そういった中で危険な空き家というのは把握はしております。

○伊藤委員 何件ぐらいありますか。

○建築課長 計画の中では、調査したときの件数といたしましては、利用が

不可ということで、そういった非常に状態の悪い空き家ということで32戸あるというふうに把握しております。

○伊藤委員　確かに危険空き家を把握したということで、非常に危険ということで、例えば防災上の対策とか、そういうのも必要だと思いますよね。何か泥棒に入られたり、放火されたりというようなことで非常に危険ということで、その辺の情報共有ということで、例えば防災安全課とか消防本部に対してもそういう情報って行っていますか。

○建築課長　庁内の連携といたしましては、空き家対策の連絡会議のほうを設置しております、建築課が総合窓口になりますけれども、防災安全課、環境課、消防予防課、税務課、地方創生推進課、総務課ということで、情報の共有は図っております。

○伊藤委員　はい、わかりました。

ぜひとも当然ふえてくるので、その都度情報の共有ということで、ふえた減ったをその都度関係の部署に、年に1回じゃなくてその都度入れていただきたいなあという気がしますので、ひとつよろしくお願いします。以上でございます。

○野下委員　関連ですけど、今後、空き家に対しては非常に力を入れてもらわなくちゃいけませんので、ここの成果報告書にあるように除去に対する補助金だとか、これは議会でも出ています。あと空き家バンクとか、こういう関連のところとしっかりと連携をとって、いち早くこういったことを制度的に導入をお願いしたいというふうに思いますが、その点いかがですか。

○建築課長　まず今年度、平成30年度の取り組みといたしましては、空家等対策計画に基づきまして総合相談窓口、また空き家バンク、こちらのほうは先日、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会のほうと協定を締結しておりますので、その協定に基づきまして構築していきたいというふうに考えております。

また、委員おっしゃられました不良住宅の解体に対する補助、こちらのほうにつきましても今検討を進めておるところでございます、整いましたらまた議会のほうにも報告していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○野下委員　　よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点ですけど、決算書の69ページの市営住宅の家賃とちょっと絡む関係なんですけど、市営住宅の、昨年ちょっとお聞きしてはいますけど、滞納ですね。滞納状況をちょっと聞かせてもらいたいですけれども、住宅とかあるいは件数とか。

○建築課長　　まず滞納の状況といたしましては、決算ベースといたしましては合計で332万7,720円ございます。

この内訳なんですけれども、現年度の滞納額といたしましては186万6,510円で、過年度分といたしましては146万1,210円でございます。

滞納者の数といたしましては、延べ11名ということになっています。

○野下委員　　住宅ごとと、それから何カ月分ぐらいあるのかと。結構、昨年、たくさんの方が見えて、滞納の何カ月分というのが結構あったと思うんですけど、その辺平成29年度はどんな状況か教えてください。

○建築課長　　まず住宅ごとの人数でございますけれども、山王住宅のほうで3名、力長住宅が7名、東野住宅が1名という状況でございます。

期間といたしましては、一番長い方で51カ月分という形です。

○野下委員　　ちょっと昨年のを見てみたら、46カ月が最大だったんですね。昨年度聞いたときには、同じ時期に。51カ月ということは、多分同じ人がまた伸びているということなんだろうけれども、こういう特に多い方に対してはどんなアプローチをされていて、実際にはどういう反応なのかと。多分、どんだんたまっていってしまうんじゃないかなと思うんですけどね。それで市営住宅でずっとお住まいになるわけだから、何かの原因があるんでしょうけれども、どういうアプローチでどんな反応なんだろうかと。

○建築課長　　まず滞納が長期にわたる方につきましては、計画的に家賃のほう、滞納額を減らしていくということで返納の計画書を作成していただきまして、一月の家賃にその滞納分の額を加算した形で毎月返済というか、お支払いいただきながら返済に充てるようなふうで指導しておるところでございます。

ただ、なかなか生活が苦しいとか、そういったことでその支払いが滞ったりもするときもあるんですけども、全く毎月家賃を払わないというわけで

はなくて、少しでも払える中から払っていただいておりますというような状況なんですけれども、そのあたりもさらに、実際としては月数が伸びておるような状況もございますので、もう少ししっかりとした指導をしていく必要があるなというのは感じておるところでございます。

○野下委員　市のほうがそういう話をずっとされるんだけど、実際にこんだけ多くの滞納をしていらっしゃる方は余り言うことが聞けないというあらわれだと思っておりますけれども、こんなことを言っちゃいけません。掛布委員に叱られてしまいますけど、県営住宅なんかはかなり滞納されちゃうと、簡単に言うと強制的に指導が入って、そこを明け渡しとかというのも県営住宅は聞いたことがあるんですけど、市営住宅というのはそういうことができるものなんですか。

○建築課長　家賃につきましては、3カ月以上の滞納ということになりますと明け渡し請求ができるような規定になっております。

実際、昨年度につきましても明け渡し請求を行った件が1件ございます。

○野下委員　ということは、この51カ月の方、僕は知りませんが、そういう措置もとれんこともないという形になりますかね、その期間でいくなれば。そういう対応は考えてみえるのかどうか、最後だけお聞きしておきます。

○建築課長　全く払う意思がないというような方に対しましては、明け渡し請求を行うというようなスタンスではおります。

この51カ月滞納しておる方でございますけれども、この方につきましては少額ながら支払いたいという意思も示しておりますので、滞ることのないように指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○掛布委員　市営住宅ですけれども、入居の申請時に単身世帯というかお一人暮らしの場合は入れないんですけれども、最初は御夫婦だった、あるいは息子さんと同居だったけれども、息子さんが何かの理由で出ていっちゃって単身だとか、連れ合いを亡くされて単身だという場合は別に出ていなくてもよくて、単身でずっとお住まいになっているということで、お一人暮らしになられて安い優良な住宅を探してもなかなかないけれども、市営住宅には入れないということで、これだけひとり暮らしの高齢者がふえてくる中で、

せっかくの市営住宅がそういう方に役立っていないというのがすごい残念ですね。何で単身だと入れないのかなあというのをお聞きしたくて。

○建築課長 江南市の市営住宅につきましては、3団地あるんですけれども、全て3DKというような間取りでつくってございまして、建設当時から世帯を対象に計画されたものでございまして、そういう状況でございますので、現在のところは単身者での募集というのは考えていないということでございます。

○掛布委員 実質、現時点で単身で入っている方がすごく多いと思うんですけど、何か一般質問の山議員の質問に何か答えられなかったんですけど、実際、単身で入ってみえる方というのはどれぐらい見えるんでしょうね。

○建築課長 単身者はそれなりには入居しておる実情はございますけれども、数につきましては今現在ちょっと把握しておりませんので、後ほどお答えさせていただきますということでお願いしたいと思います。

○掛布委員 そうすると、単身でどこか入れないかという、適当なところがない方というのはどうすればいいんですか。県営住宅も単身では入れないと思うんですけど、どうすればいいわけですか。

○建築課長 県営につきましても、基本的には江南市ではそういった単身向けというのはない状況なんですけれども、単身の方が御相談があった場合につきましては、URの江南団地のほうなどを紹介しているような状況でございます。

○副委員長 ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて防災安全課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課が所管する決算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

64、65ページをお願いいたします。

64、65ページ、中段の12款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の

防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合分）でございます。

少しはねていただきまして、76、77ページをお願いいたします。

76、77ページ、上段の13款4項1目1節総務管理費交付金で、備考欄の防災安全課、社会資本整備総合交付金（道路事業）でございます。

はねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

78、79ページ、上段の14款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金と、南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、84、85ページをお願いいたします。

84、85ページ、最上段の15款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

その下の2目1節利子及び配当金のうち、備考欄の防災安全課、江南市交通安全事業基金利子でございます。

下段の16款1項1目1節総務管理費寄附金のうち、備考欄の防災安全課、寄附金でございます。

はねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

86、87ページ、中段の17款2項1目1節基金繰入金のうち、備考欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金と江南市交通安全事業基金繰入金でございます。

少しはねていただきまして、90、91ページをお願いいたします。

90、91ページ、中段の19款5項2目11節雑入のうち、備考欄の防災安全課、放置自転車等売却代と放置自転車等返還金でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、130、131ページをお願いいたします。

130、131ページ、上段の2款1項5目防災安全費、備考欄の人件費から、少しはねていただきまして138、139ページの最下段、備考欄の駐車場施設管理事業まででございます。

大きくはねていただきまして、220、221ページをお願いいたします。

220、221ページ、中段の3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業でございます。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○副委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　ちょっとたくさんあるんで申しわけないんですけど、簡潔明瞭にたたたとやっていきたいと思えます。

成果報告書の38ページの成果の状況の中で、中段の防災用資機材助成の申請率ということで、曇りマークになっていますよね。

これは区から申請が出てくるわけですが、例えば何区から出てきているものですか。出てきていない区もあるわけですか、その辺のところをちょっと聞きたいです。

○防災安全課長兼防災センター所長　防災会数としては、全部で69団体あります。その中で、申請のあったところは61団体、ないところは8団体でございます。

○伊藤委員　わかりました。8つの防災会がないということで、当然、防災の資機材も老朽化してきますので、本来はなけないかと私は思うんですけど、実際、区長さんによって温度差があるものですから、毎年かわられる区長さんもあるもので。そのところをしっかりと指導というか、何かあるでしょうという形で、実際、私は絶対あると思うんですよね。簡易消火栓のホースの老朽化、必ずこれはあると思うんですよ。その辺のところがちょっと区長さんによって、先ほど大きな声で言えんですけど温度差があって、一生懸命やる区長さんと、1年間大過なく過ごせばいいかなという区長さんも見えますので、簡易消火栓のホースも補助対象になりますよということで、こういう申請のない区に対してピンポイントで指導のほうをこれからしていただきたいと思ひまして、どうでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　一度、申請のないところに関しましてはこちらのほうから区の防災会のほうに尋ねております。本当に使っていないかということで。

使っていないということがわかりましたら、本当にいいですかという一応確認をしておるんですが、先ほど言いましたように、区の防災会の考え方があ

るかと思しますので、何ともうちのほうでは言いようがないということでございます。

○伊藤委員 わかりました。またしっかり指導のほうをお願いしたいと思います。

あと同じことなんですけど、A E Dも補助対象になるとお聞きしているんですけども、この防災用資機材の補助対象の資機材のほかにA E Dも特別に補助対象になるとお聞きしているんですけども、今どこの区に設置されているのか、大体補助金額もちょっと教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 設置してある防災会に関しましては、現在、東野区と上奈良区の2カ所にございます。東野区は購入、上奈良区はリースとなっております。

補助に関しましては、普通の資機材とは別枠で、A E D単独で助成金を決めております。購入した価格の2分の1の額、その最高が10万円になっております。

○伊藤委員 はい、わかりました。

A E Dも普及してきて、この前の一般質問なんかでもあったんですけど、実際コンビニは非常に厳しいということだもんですから、公民館は潰れることはありませんので、実際そういうところにA E Dがあると非常にありがたいなあというふうに思いますので、そのところをもう少しP Rしていただければと思います。

あと1点なんですけれども、簡易消火栓というのは区がつくって、約30万円ぐらいかかるんですけども、市に移管して消防本部が管理するという形になるんですけども、これも補助金が出ていないんですわね。他市町も出ていないんですけど、その辺のところをやはり今、火事があると本署と東分署しかないですよ。北のほうはないんですよ。そうすると、やっぱり区の簡易消火栓が非常に必要なんですよね。今、北分署がないもんですから。

そうすると、その地区を限定にして、例えば区がそういうところに簡易消火栓をつくりたい場合においては、他市町は分署とか出張所があるんです。江南市だけがないんです。そうすると、やっぱりその辺のところを補助金を出して簡易消火栓に、例えば2分の1とか3分の1でも出して、区がつくり

たいときに補助、そういう制度も私はつくってほしいと思うんですけども、今後どうでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　確かにそういう要望はあるかもしれませんが、簡易消火栓を設置するのに結構な高額になります。

ですので、助成のほうもまた金額とか助成の額とかいろいろ検討しないかんと考えておりますので、今後の検討材料の一つとさせていただきたいと思っています。

○伊藤委員　しっかり検討してください。

次のページです。40ページ、地域安全パトロールですね。

これも実際、最初の発足当時はよかったんですけども、犯罪もだんだんそれによって、この前私が一般質問して、犯罪も3分の1から2分の1になってきたんですけど、温度差が出てきておるんですよ。

地域安全パトロール隊がない区もあると聞いたんですけども、この前聞かなかったんですけど、今何区ぐらいあるんですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　これも行政区として69区ありまして、設置してある区は63区、設置のない区は6区でございます。

○伊藤委員　これもやはり犯罪の抑止効果に非常に効果があるということを実際、実績出ていますので、数字から。そのところをしっかりとPRしていただいて、この前の市民と議会との意見交換会でもこれは出たんですよ。だんだんやる人がいなくなってきておるということで、そのところもしっかりPRしていただいて、行政が。非常に効果があるんだということで、ぜひともこの6区がないもんですから、そこにしっかりと啓発のアピールのほうをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして76ページ、これは災害時対応事業ということで、家具転倒防止資機材等整備ということでこの12件ありますよね。

この前の古田議員の感震ブレーカーの補助金も出したらどうかということで一般質問があったと思うんですけども、その辺の対応はどうされたというのをまず最初にお聞きしたいと思います。

○防災安全課長兼防災センター所長　要綱の中で、対象事業という項目がありまして、その中の「その他、特に市長が必要であると認めたもの」という

項目があります。その中に感震ブレーカーもその一つの装置として入れまして、地元の回覧ですね。9月の広報「こうなん」のときに地元回覧ということで、その感震ブレーカーを入れた家具転倒防止用資機材等の補助金制度の案内をさせていただきました。

- 伊藤委員 地震の発生が多いということで、南海トラフの地震の危険性というか発生の確率も高くなってきておるものですから、ぜひともこの通電火災ですね。地震が発生して、とりあえず一旦停電すると。次にまた復旧したときに、どうしてもブレーカーがあると通電して火災になると、ほとんどその火災なものですから、ぜひともこの感震ブレーカーの補助金制度を周知していただいて、できるだけ皆さんの家庭につけていただくような形でお願いしたいと思います。

これ、持ち出しとか何か、どのくらいになるんですか。その補助金の中でおさめますか。タイプによって違うと思うんですけど。

- 防災安全課長兼防災センター所長 一応、補助の同じ項目で、購入費及び取り付け費用の2分の1の補助で、上限額は1万円としております。

感震ブレーカーの種類によっていろいろありますので、金額は何千円から何万円といろいろありますので、補助額におさまるかおさまらないかは物によろと思います。

- 伊藤委員 わかりました。ぜひとも感震ブレーカーは普及していただくように、啓発のほうもひとつよろしく願いいたします。

続きまして77ページ、防災システム運用事業ということで、これも県のシステムができたけれども江南市は乗っかっていないということで、17市町が参加しているんですけども、平成30年度から。

江南市が今の貸借期間があるということで、平成33年2月28日までということがあるんですけども、その後に必ず県のシステムを導入していただくと、やはり避難勧告とか避難指示が、県のほうがある程度想定して市のほうに伝えますので、市のほうが例えばそのときに、土・日なんか幹部がいないときにも、若手職員が来たときに迷ったときでもすぐこういう対応ができるということで、県の情報も参考にできますので、非常にありがたい制度だと私は思うんですね。

そういうことも思って、市の職員のこと考えると、こういう制度を導入していただいて、ぜひとも次回、貸借期間が切れたときに導入していただくような形で今度お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

- 防災安全課長兼防災センター所長 来年度の予算要求を今しておりますので、その中でも併用できるように要求していきたいと考えております。

予算が切れたときには、当然今のシステムが、賃貸借契約が切れますので、新しいほうにシステムの導入の変更ということは当然考えないかんことだと思っております。

- 伊藤委員 わかりました。絶対変えていただけるということで、そう思っておきます。

次に79ページ、業務継続計画策定、BCPですね。

この辺のところを策定されたんですけれども、実際、人事異動も毎年あるんですよね。そうした中で、前の職場はこうだったけど、新しい職場に来たら動きはまた当然違ってきますよね。そんなところもあるものですから、ここにも対応方策として見直しを実施するという事なんですけれども、これ見直しというのは毎年されるものなんですか、3年に1回とか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけど。

- 防災安全課長兼防災センター所長 これは人事異動により毎年必ずあります。そのずれで参集時間が変わってきます。これは変わってきますので、毎年見直す必要があるかと思っておりますので、毎年実施いたします。

- 伊藤委員 その中でやっぱり職員研修も、新しく人事異動された方に対してしっかりと研修をしていただきたいと。私は来たときには何をやるかわからんということ、前の職場はこうだったけど、新しい職場に来たら何だったかなというふうではいかんものですから、自分のやる仕事ですね。それをしっかりと研修のほうでしていただきたいと思えます。

続きまして、82ページです。

これは通学路カラー整備ということで、グリーンベルトですよね。今、やられていますよね、グリーンベルト。平成31年度まで国の補助がつくということで今やられてみえると思うんですけれども、その補助が切れたときに、今本当にグリーンベルトが見えないところが多いんですよ。多分、見えな

い見えないという苦情があるということで、その辺のところは今後どうしていったらいいか。非常に面積が多くなってしまったものですから、あっちゃこっちゃ消えかけておるものですから、そのところを予算をとってこれから修繕していくものなのか、国の補助金がなくなったからもうやめちゃったと、その辺の方向性をお願いしたいと思っております。

○防災安全課長兼防災センター所長　カラー舗装の関係は、一応平成31年度までで計画があります。

平成31年度で一旦その駆け込み事業はやめまして、その後、修繕、今言われました消えておるところの補修とかに予算を割り当てたいと考えております。

○伊藤委員　ぜひともよろしく願いたしたいと思っております。

続きまして、決算書の131ページの下段のほうになるんですけども、災害時対応事業というところがありますよね。その中で委託料で、徒歩帰宅支援マップ修正委託料と、この辺も委託料があるんですけども、その中で前も私、何回でも言っておるんですけども、水防法の一部改正があって洪水の浸水想定区域が江南市全域で3メートル、5メートルになってしまったということで、知らない市民がほとんどなんですよね。旧のハザードマップしか持っていないので。

そのところは新たなハザードマップをつくっていただいて、防災ハンドブックですよね、それなんかをつくっていただく。ほとんどの市町がつくっているんですよ。つくっていないのは、多分、江南市と犬山市だけだったかな、この地域は。あとは多分、県内でもほとんどの市町がつくっているんですよ。そうした中で江南市が、よくわかりませんが何か地震対策のハンドブックを十何年前につくったんですけども、この辺のところをしっかりとつくってPRしていただくと。

それでこの前の一般質問というのか、防災に対してしっかりと対応しているという副市長の答弁があったんですよ。私はしっかりしていないと思うんですよ。その辺のところを、やはりちぐはぐなんです。防災ハザードマップは旧のまま、それで防災ハンドブックもつくっていない。これはしっかり対応しているとは言えないですよ。だから、副市長の答弁がしっかり

してないんですよ。その辺のところやはり防災に対して不十分なんですよ。

だから、防災に対しても今の危機管理室もなくして危機管理監を兼務にしてしまったと。しっかりした対応とするなら、この辺のところも他市町と同じような形でしっかりと対応してもらわな困るんです。その辺のところを、防災ハンドブックをつくる意思があるのか、お聞きします。

○防災安全課長兼防災センター所長　　今言われましたように、当然、浸水想定区域の見直しがかかりまして、木曾川はもう江南市全域かかりました。つくったのも古い時代ということで、結構ハザードマップの問い合わせが市民から来ております。今、渡すものが実際ない。過去5年ぐらい前に配って、もう在庫がない状態です。

ですので、市民の方にもそういう関心があるということで、私どもとしては防災ハンドブック、今言われましたように国民保護の関係と今の風水害の関係で全ての防災ハンドブックというのを作成したいと考えております。

○伊藤委員　　ありがとうございました。ぜひともつくってください。

あと1点だけいいですか。済みません。

221ページの災害救助事業ということで、土のうのことなんですけれども、土のう袋のことをちょっとお聞きしたいんです。

当然、短時間集中豪雨とか、激甚豪雨ともいう豪雨も最近起こりますので、そうした中で今現在の土のう数ですね、備蓄の土のう数はどのぐらいあるんでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　常時、1,000から1,200個ぐらいの土のうを備蓄しております。

○伊藤委員　　このときに、予算ではどのぐらいつくったわけですか。この原材料、土のう用資材とあって約11万円。

○防災安全課長兼防災センター所長　　土のうの原材料費で土のう用資材というのがあります。それがいわゆる砂でございますが、購入した砂は約14立方メートルで、1立方メートルは約100個ぐらい土のうができるという換算しますと1,400個を作成しました。

○伊藤委員　　そうすると1,400個を作成していると。

あと備蓄されているのは、今どこですか。

- 防災安全課長兼防災センター所長　市でいうと防災センターの1階のところに備蓄してあります。
- 伊藤委員　そこだけですよね。あとはないということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、区のほうで土のうも保管してみえる区もあるということをお聞きして、ちょっと小耳に挟んだんですけども、例えば区のほうで公民館なんかには、ここまでとりに来るのが大変だから公民館に置いてくれという場合は、それはそこまで持って行っていただけるのか、区がとりに来るのかということで、そういう対応もしていただけるのでしょうか、どうでしょうか。
- 防災安全課長兼防災センター所長　現在、尾崎区とか安良区が公民館に置いてあります。ちょっと数は把握していないでいかんですけど、地元の人にはわざわざ市役所まで来ずに、その土のうを必要な分持っていくというシステムをつくっております。
- 伊藤委員　わかりました。区のほうに持って行っていただけるということなんですよね。
- 防災安全課長兼防災センター所長　区のほうから要望があれば、そういう対応しております。
- 伊藤委員　わかりました。
- そうすると、そういうことを知らない区もあるものですから、どうしても宮田地区とか草井地区は遠いもので、北のほうは。そういうこともやはり周知できるような形で、区長会のおきでもしっかりとお伝えして、近くのところにも一応、必要があれば区のどこかに備蓄してもいいですよということをPRのほうはしていただきたいと思っております。
- 防災安全課長兼防災センター所長　防災会長会がありますので、その際に紹介させていただきます。
- 伊藤委員　よろしくお願ひします。以上です。
- 野下委員　今ほとんど伊藤委員が総括をしていただきましたけど、伊藤委員が発言されたしっかりと対応というのはどこかで聞いた記憶があるんですけども、よろしくお願ひしたいと思うんですけども、この成果報告書の38ページの成果の状況というところがありますね。
- その中で、3つ目のところの危機管理体制が整い安心して暮らしていると

感じる市民の割合というのがあって、これ60.6%、雨マークなんですね。これ非常に大事な部分だと思うんですよ。市民の方が、簡単に言うと4割の方がまだまだ足らんよというところだと思うんですけど、これ何かのアンケートとか多分とっていらっしゃるのかな。どんなところが不安で、何か特色とか特異点なところとかありますか。全体的ですか。

○都市整備部長兼危機管理監　これをつくるに当たりまして、結果を出すために全体的にアンケートを行った中の一つでありますので、どうしてかというところ、その自由意見に書いてあればいいですが、ちょっとそこまで把握していない状況です。

○野下委員　これが結果ですから、ここは真摯に受けとめていただきまして、最近には特に自然災害が多いですから、何が足らんのかと、江南市において。これは課の中でもしっかりと協議していただいて、また市民の方の声も聞いて、議会からの要望も聞いてもらって、しっかりとこれは対応していただきたいというふうに、これは私からも要望させていただきます。

それからもう一点、同じく78ページの防災行政無線維持管理事業というのがある、一番下の課題のところ、これもいろんな方から出ています。

なかなか聞きづらいとか、音が大きなのはすぐ近くの話だと思うんですけど、これに対しての市民に理解をしていただく必要があるとか、あるいは行政無線の役割を理解していただくのは当然の話であって、ただ聞こえないと。こういう現実に対して、しっかりと方策を練っていただきたいというのがあります。これは常日ごろ言っておりますけど、なかなか中におっては聞きづらい面が多いので、電話確認等のそういうシステムというんですかね。確認システム、こういったことを真剣に導入を考えていただく時期ではないかなと思っております。この辺、どういうふうにお考えか、それだけ聞かせていただきたいと思えます。

○防災安全課長兼防災センター所長　ここに書いてある役割を市民に理解していただくというのは、今防災行政無線が聞こえないという方に対してどういった対応をとったらいいかということで、今のところ市が考えているのは、全部聞こえんでもいいと。何か鳴ったなというのをまず確認していただいたら、テレビとか先ほどあんしん・安全ねっとメールサービスとか、そちらの

ほうで自分でそういう何か聞きに行くことをまず心がけてほしいと私どもは思っています。

それでも何も聞こえんと。何か鳴ったんだと、そういう情報でわからない情報ですと、先ほど野下委員が言われたように、何とかほかの対策をとらないかんとは思っています。

今、電話でわかるようにという対応も一つの手だと思っておりますけれど、これも結構な費用が今実際導入するとかかるという話を聞いておりますけど、安い方法も今出てきておりますので、いろいろそういう調査をしながら検討してまいりたいと今のところ考えております。

○野下委員 余り焦らなくて結構でございますので、いろんな方法で、安価でできるような方法でぜひ実現していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をします。

暫時休憩します。

午後 3 時 08 分 休 憩

午後 3 時 22 分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、水道部下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いします。

○水道部下水道課長 下水道課所管の一般会計に係る決算について、説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の76、77ページをお願いいたします。

最上段の13款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

その下、中段の13款4項4目土木費交付金のうち、3節河川費交付金は社会資本整備総合交付金でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。

上段の14款3項5目土木費委託金のうち、2節河川費委託金は青木川調節池などの操作委託金でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

大きくはねていただきまして、270ページ、271ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費は、次の272、273ページの中段にかけて掲げております。

次に、288、289ページをお願いいたします。

中段の8款6項1目下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○副委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　決算書の271ページの上のほうにあります雨水貯留施設維持管理事業ということでいろいろ上がって、ポンプの改修工事も上がっているんですけど、これはどこの部分の雨水貯留施設になるんでしょう。市内にいろいろあるんですけども。

○水道部下水道課長　こちらにつきましては、宮田小学校の雨水貯留施設の排水ポンプのオーバーホールを行ったものでございます。

○掛布委員　この雨水貯留施設維持管理事業で見ているのは、市内のどこの雨水貯留施設になるんでしょう。

○水道部下水道課長　済みません、もう一度お願いします。

○掛布委員　市内のいろんな雨水貯留施設があるんですけども、これ全部の貯留施設についてここで費用を上げて市が見ているわけですか。県が見ているところもあるんじゃないですか。

○水道部下水道課長　全部の施設になります。

○掛布委員　今の271ページの下のほうにあります雨水抑制事業のところ、雨水貯留浸透施設設置費等補助金というのがあって、成果報告書の244ページのところにそれぞれの実績があるんですけども、例えばこの中を見ると雨水貯留槽というかタンクですね。タンクが48基で、全体で20.042リットル

ということで、なかなかこの20リットルためるだけにこの429万7,000円の補助ということでは、単位が間違っていますか。何か余りにも効果として。

〔「2万」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員　　これ2万なんですか、済みません。わかりました、カンマですね。

この48基というのも少ないと思うし、過去からの貯留タンクとか浸透ますもすごい減っているし、実績というのがなかなか伸びていっていないとか、完全に頭打ちになっているような気がするんですけど、過去からの基数とかわかりますでしょうか。

○水道部下水道課長　　これまでの雨水貯留槽の総基数になりますが、平成29年度末で1,349基の実績がございまして、貯留量としましては37万2,476リットルの貯留施設となっております。

近年、非常に実績が下がってきているということで、一昨年の行政事業レビューでもPRのほうをもっとしっかり行ったほうが良いということを受けまして、昨年度は総合防災訓練のほうでもPR活動を行いましたし、総合治水PR活動ということで、アピタ江南西店のほうでも7月29日にPR活動を行いました。

しかしながら、昨年度の実績としてはおととしの実績よりも減少した傾向になっておりまして、またPR方法を工夫する必要があるのかなあとというふうに考えているところでございます。

○掛布委員　　成果報告書の214ページの成果の状況というところを見ると、例えば雨水浸透ますの設置数だと目標115基に対して実績7基なんだけど、244ページと数字が食い違っているかなあと。244ページだと目標が60基になっているんですけど、214ページは目標が115基になっているんですけど、単なるどこかの間違いかもしれないですけども。

あと、その上の雨水貯留浸透施設設置費補助金の申請件数も、実績が214ページは46なんだけど、244ページは48になっている。

○水道部下水道課長　　済みません。最後のほうが、214ページはこちら46件ということで件数でございまして、1件で2基とか要望されておりますと48基というトータルでなっております。

あと一つ、浸透ますの目標値が60基になっているのが、214ページだと115基ということで目標値が上がっておりますが、こちらのほうはちょっと確認させていただきたいと思います。ちょっと修正がかかるかもしれないものですから。

○掛布委員 さっき環境課のときにちょっと聞いたんですけど、下水道管に係る下水道を通したときに合併浄化槽とか単独槽を掘り出して雨水貯留槽にする場合の補助だと、1個掘り出すとかなりのリットルをためられるような、そういった貯留タンクになるわけですがけれども、そちらのほうは結構効率がいいというか国からの補助もかなり手厚いし、この政策でやるのは全額市の持ち出しなので、1基1基の容量が結構少ないものですから、特にこの雨水貯留槽についてはなかなかPRしても効果が伸び悩んでいるということを見ると、ちょっと見直しをかけていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

○水道部下水道課長 こちらの補助金の申請に関しましては、第3次総合治水計画の中でも推進していくということをうたっております。

そういった中で、時代のニーズに合った補助金制度に変えていく必要性は感じておりますので、今現在の時点としてはこちらのほうのPRをもっと積極的に行って、件数をさらに伸ばして、近年集中豪雨とかそういったものが非常に多発している現状も踏まえると、市民が担う雨水対策としてこちらのほうは推進していきつつも、貯留施設とかそちらのほうにも力を注いでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○掛布委員 成果報告書の214ページのところに、下の今後の施策展開の方針のところ、古知野高校の敷地への雨水貯留施設の建設が、ずっと前からずっと頑張っていたいただいているんですけど、いつまでたっても進まないわけですがけれども、これはどんなふうになっているのかなあということと、もう一つは、最近、江南市のホームページに浸水地域かな、何か写真つきで江南市内のここが豪雨になるとすぐ浸水するというのが地図と写真つきであれば載って、すごい何か今までにないことをやってもらっているなあと思ったんですけど、個人的に、そこにすぐ浸水するうちの近所が載っていないくて、どういう基準でその地域を選ばれたんかなあというのをちょっと聞いておき

たかったんですけど。

- 水道部下水道課長　　まず1点目の古知野高校につきましては、大分学校との協議に時間を要しておる段階であります、大きくは今までの一般質問でも答弁させていただいておりますが、学校とのほうの協議は調いつつある段階でございます。まだこの場ではちょっとお話しできませんが、ほぼ合意に近づいたところがありますので、こちらのほうにつきましてもまた改めて成果のほうを議会等で報告させていただきたいなあというふうに感じております。

補助金のほうもこちらのほう絡んでおりまして、今までは社会資本の河川メニューのほうで行っておりましたが、こちらのほうの補助メニューも非常に今はつきにくい状況ということで、今年度より下水道事業の防災のほうが重点施策ということで手厚く交付金が受けられるということで、そちらのほうも視野に入れて今検討を進めておりますので、また報告はさせていただきたいというふうに感じております。

2点目の浸水被害につきましては、下水道課のホームページではないものですからちょっとお答えができないんですけども、こちらのほうにつきましては防災安全課のほうのホームページでお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 伊藤委員　　関連して質問ということで、雨水抑制事業の中の244ページですね。

掛布委員が言われた雨水貯水槽はいいんですけど、その下の浸水防止施設、浸水防止塀のことだと思うんですけども、実際、床下浸水、床上浸水の場合においては、当然、床下浸水も対象になると思うんですけども、防止塀の補助も出るということで最高20万円だとお聞きしているんですけども、そうすると今回だと、この補助額でいうと何件分の申請というかあれになっていますか。

- 水道部下水道課長　　こちらにつきましては、13件の申請でございました。

- 伊藤委員　　これって毎年、だんだん上がってきておるわけですか、申請率というのが。

- 水道部下水道課長　　こちらのほうも年度でまちまちでございまして、平成

24年度、平成25年度は比較的、平成23年度の豪雨がございましたので、その後ということで非常に、平成29年度と同等の申請件数が上がってありますが、そのほかではちょっと1桁台の数字のときもありますので、各年度で比較的まちまちな現状でございます。

○伊藤委員　先ほど掛布委員が言われたように、浸水の地区というのは大体地図で落とされておるということで、実際、何を言いたいかというと、一般に全てに啓発しても必要ない人は必要ないんですよね。だから、ピンポイントで必要のある地区に対して、自分の敷地というのは自分で守るということで、行政を当てにせず、20万円の補助金が出ますので、場所によってはスペースが幅が狭ければ20万円でおさまると思いますし、それ以上ですと当然20万円を超えますので、そういうこともまだ知らない人が結構いるんですよね、この補助制度があること自体が。その辺のところのPRを、全体にPRするんじゃなくて、浸水される地域によってピンポイントでこういう制度があるよということを周知したらどうでしょうか。

○水道部下水道課長　年度初めに、各区長さんとかとお会いする機会では、そういったPRのほうはさせていただいておるんですけども、委員御提案のそういったピンポイントでの集中的なPRについても、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員　わかりました。

実際、私も紹介して、何件かこういう防止塀をやってもらったんですけど、本当に知らないんですよ。こういうことがあること自体知らないもんですから、やはり浸水の地域にこういう制度があるということを今言われたように周知のほうを徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○副委員長　ほかにございませぬか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○副委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時41分　休　憩

午後 3 時41分 開 議

○副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備部長兼危機管理監 先ほど、都市計画課の審議の中で布袋本町通線の事業費と、あと江南駅前の便所についてのネーミングライツについて、訂正がありますので、申しわけありませんがよろしくお願いいたします。

先ほど、布袋本町通線の事業費につきましては、いわゆる北側の区間と南側の区間と、南側の区間ということで課長が申し上げましたが、その辺ちょっとまた補足して説明させていただきます。

○都市計画課長 布袋本町通線につきましては、先ほど申し上げたのは今部長が言いましたように、南側の 2 期分の工事費の総額ということで御説明を先ほど申し上げましたが、以前やりました 1 期分の工事費を合わせた総額といたしましては10億1,668万983円となりますので、よろしくお願いいたします。

それと、伊藤委員が江南駅前便所のネーミングライツの検討の件で、私のほうが先ほど行政事業レビューと申し上げましたが、正しくは江南市リノベーションビジョンでございますので、あわせて訂正のほうをさせていただきます。済みません。よろしくお願いいたします。

○副委員長 ありがとうございます。

続きまして、建築課ですか。

○都市整備部長兼危機管理監 先ほど建築課の審議の中で、市営住宅におけるひとり住まいの方のケースについて調べましたので、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○建築課長 市営住宅に入居している単身世帯の数でございますが、平成29年度末で147世帯が入居している中で、単身世帯につきましては35世帯でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長 暫時休憩します。

午後 3 時44分 休 憩

午後 3 時45分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第66号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○副委員長 続きまして、議案第66号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

歳入につきましては、決算書の394、395ページ、上段の分担金及び負担金から396ページ、397ページの下段の市債まででございます。

歳出につきましては、398、399ページ、上段の総務費から404、405ページの下段の公債費まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○副委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 まず下水道の起債残高なんですけれども、精力的にというか3倍速で進めているせいもあって、成果報告書の24、25ページに下水道、一般会計、一緒に起債の発行額、残高が載っていますけれども、下水道会計としては平成28年度末が約103億4,000万円あったのが、平成29年度末現在では約105億5,535万円ということで約2億円残高としてふえて、すごい勢いでふえているわけです。

それで、その次の26ページのところを見ると、下水道債の借入先と利率が載っているわけなんですけれども、下水道債の利率が0.5になっているんですね。ほかの上の一般会計のほうの同じ地方公共団体金融機構から借りているのでも、布袋本町通線なんかは0.01なんですね。その上のほうのところ

も0.1とか0.01とかいうことで、同じ地方公共団体金融機構から借りているのに、下水道債が0.5という利率は余りにもほかと比べてアンバランスで高過ぎるし、どういうことなのかなあと。もっと低いところから借りられないのかなあと、ちょっとどういうことか教えてほしいと思います。

○水道部下水道課長　こちらのばらつきにつきましては、下水道事業は平準化するというので、次の世代にも担っていくということで償還期間を30年というふうに、ちょっと他事業と比べて長い償還期間になっておりますので、そちらのほうで利率のほうが変わってくるというふうに考えられます。

○掛布委員　これよりしようがないと、そういうことなんですかね。

○水道部下水道課長　そのときの利率のいいものを選んでやらせていただいておりますので、こちらにつきましては最良の方法だったというふうに考えられます。

○掛布委員　成果報告書の242、243ページのところに平成29年度にやられた主な管きょ布設事業が載っているんですけども、たしかこれは平成29年度、平成30年度の2カ年継続のちょっと変わった入札方式、4社だったか3社だったか、グループを組んでまとめて分担施工の全部4つ型とかいう変わったので2カ年連続なんだけど、もうここ平成29年度末でここに上がったのは終わったよと。継続事業なんだけど終わったよというのがここに載っている、そういうことなんですか。

○水道部下水道課長　はい、そのとおりでございます。

○掛布委員　何かもうほとんど、2カ年でやるはずがもうほとんど平成29年度で終わっちゃったみたいなふうに思えるんですけど。

○水道部下水道課長　こちらにつきましては、まだ終わっていない地区として、曼陀羅寺周辺の一体が今年度と県営松竹住宅ですね。まだこちらの周辺も終わっていないことと、あと布袋北小学校の周囲ですね。こちらのほうもまだ終わっていない状況でございます。

○掛布委員　たしかこれ導入するとき、2カ年連続でやるからいわゆる経費率が落ちるからかなり安くできる、経費が十数%削減できるというような説明で、実際の入札のときも入札結果もすごい落札率が高かったんですけども、十何%は予定していたものよりは削減できたというたしか入札結果だ

ったと思うんですけど、この243ページの決算状況の執行率というのを見ると98.3%とあるんです。これが多分予算額に対しての決算額ということで、執行率が98.3%とあると思うんですけど、これはいわゆる削減率とは違うんですか。

○水道部下水道課長　こちらにつきましては、予算額のほうを請負が終わった後に補正予算を組んでおりますので、こちらのほうで減っているものから、委員がお尋ねの削減率とはちょっと異なってくるかと思います。

○掛布委員　さっきの、ついでに聞けばよかったですけど、起債がすごいふえていて利率も高いということなんですけど、いわゆる一般会計なんかだと元利償還金に交付税措置があるものに集中して借りるよということなんですけど、この下水道債について交付税措置というか、そういったものはあるんでしょうか。

○水道部下水道課長　下水道債のほうにつきましても、交付税措置はございます。

○掛布委員　それは元利償還金のどれぐらいが交付税措置されるとか。

○水道部下水道課長　済みません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので。

○掛布委員　さっきも2回ほど聞いた浄化槽の雨水貯留槽への転用補助金ですけど、決算書の401ページの下のほうに載っています排水設備関連事業の負担金、補助及び交付金のところに浄化槽雨水貯留施設転用費補助金ということで1,321万6,000円というのがあるんです。これがいわゆる下水道を引いていったときに、それで除かれた合併浄化槽とか単独浄化槽を掘り出して雨水タンクに転用した場合に出る補助金だと思うんですけど、これが結構国の補助もたくさん出ていて、しかも1個のタンクでかなり大きな容量が貯留できるし、市民にとっても補助率が高いと思うんですけど、この1,321万6,000円の実績、何基つけて何リットル分の貯留になったか、わかったら教えてください。

○水道部下水道課長　こちらのほうにつきましては47件の転用がございまして、貯留の総量としては14万307立方メートル[※]の貯留量となりました。

こちらのほうで浄化槽の転用ということで委員がお尋ねだったんですけれ

※ 後刻訂正発言あり

ども、先ほどの雨水貯留施設のほうでも、調整区域に限って単独浄化槽から合併浄化槽に転換したときにはうちのほうは補助を出しておりますので、ちょっとそちらのほうだけお願いしたいと思います。

○掛布委員　そうすると、さっき変なところで聞いてしまった、何か2基あるよと環境課のときに言われたのは、この47基のうちの2基は単独槽から合併浄化槽への転換が入っているんですかね。

○水道部下水道課長　平成29年度の単独浄化槽での転用につきましては[※]21基で、合併が24基で、合わせて45基で、あと公共施設が2つの施設がありましたので合計で47基というような内訳でございます。

こちらのほうになりますので、先ほどの2基という内訳が、ごめんなさい。私もよく把握できなかつたもんですから。

○掛布委員　さっきの47基、雨水貯留施設に転用して何リットルということで14万307立方メートル、すごく多くないですか。この47基について、こんなに。

○水道部下水道課長　公共施設のほうの転用がありますので、こちらのほうはやはり貯留量が大きいもんですから、こちら2基だけで2万1,200立方メートルの貯留量を確保していただいておりますから、こちらのほうは非常に大きな効果があるのではないかなというふうに考えております。

○掛布委員　わかりました。

もう一個だけ、もうこれで終わります。

その上のほうの段、真ん中辺のところには五条川右岸流域下水道事業に払う負担金、維持管理費の負担金があつて、次の403ページの中ほどに五条川右岸、これは建設費に対する負担金があつて、例えば流入させる排水量に応じた維持管理費の負担金というのは、結構下水道をどんどん進めていくと流入量というのはふえてくるので単価が下がっていてももらわないと困るわけですが、1立方メートル当たり幾ら払うかというの。これは維持管理費の負担金のほうは下がっていつているんでしょうか。

それが1点と、もう一つは建設費の負担金ですけれども、たしかつুক্তときに8系列というとんでもなく大きな過大な施設ができていて、実際、そのうち何年か前にお聞きしたときは1.5系列しか動かしていない、あとは余

※ 後刻訂正発言あり

らせてというか使っていないということだったんですけど、今はどんなふうになっているんでしょう。

○水道部下水道課長 1点目の五条川右岸の維持管理費等負担金につきましては、単価のほうは下がってきております。

これは毎年単価が変わるものではなくて、3年ごとに見直しをかけさせていただいて、申込水量の推移を見まして単価を定めているというものでございます。ですので、過去に比べればかなり単価は安くなってきたかなあというふうに思っております。

2点目の五条川右岸の建設事業に関しましては、浄化センターのほうで1.5系列、今稼働しているということで、あとが使っていないというふうではなくて、敷地はあるんですけどもまだ整備されていないという状況でございますので、こちらにつきましても今後の各市町の水量を見つつ、県のほうで逐次こちらの追加工事のほうを行うということになってくるかと思えます。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後4時02分 休 憩

午後4時02分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第67号 平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地地区画整理
事業特別会計歳入歳出決算認定について

○副委員長　　続きまして、議案第67号　平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課統括幹　　それでは、議案書の143ページ、平成30年議案第67号　平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明させていただきます。

平成29年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計、歳入歳出決算事項別明細書の408ページ、409ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料から最下段の5款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、410ページ、411ページをお願いいたします。

1款総務費でございます。

はねていただきまして、412ページ、413ページ、上段まででございます。

次に、その下段の2款土地区画整理事業費でございます。

はねていただきまして、414ページは実質収支に関する調書でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　決算書の409ページの上のほうですが、総務使用料のところでは減価補償金用地目的外使用料ということで、電柱、電話柱、その他とあるんですけども、ちょっと今ごろ質問しては申しわけないんですが、この減価補償金用地というのはどこにあるんでしょう。

○都市計画課統括幹　　減価補償金用地というのは、布袋南部の区画整理というのが公共用地というのをたくさん生み出さなきゃいけない事業でございました。その事業をそのまま減歩でいただきますと、減歩率が皆様にたくさんかかっちゃうということで、事前にお金を皆さんにお支払いするのか、先行

して土地を取得するかというどちらかの手法で、この事業というのは減価補償金というお金をつぎ込むわけじゃなくて、そのお金をもって用地を公共用地として先行して入手しております。

その先行して買ったところというのが、前に事務所がございました駅前広場用地として先行しております事務所がございましたあの敷地、そういう用地を減価補償金用地として先行買取しております。そういう用地に電柱とかがございまして、その目的外使用ということで収入があるお金となっております。

○掛布委員 何か計画書を見ると、減価補償金の負担が7億幾らと書いてあったんですけど、違っていたら教えてください。

その7億円を払うかわりに、その7億円分で土地を取得して公共用地にしたよ、駅前広場とか事務所の用地にしたよということなんですけど、その7億円の財源はどこから出てきたということになるんですか。

○都市計画課統括幹 これは一般財源で先行取得をしているものでございます。

○掛布委員 市の一般財源、ああ、そういうことなんですね。わかりました。

そうすると、ごめんなさいね。私、本当にちょっと、もうほとんどこの事業が完了しつつあるときに議会に上がったもんですから、そもそもどういうところから始まっていったというのが、なかなかいつまでたっても理解できなくて、ちょっととんちんかんなことを言うかもしれないんですけど、いわゆる公共用地をかなり広げないといけないので、減歩率を減らすため、そのままやったら減歩率がすごく多くなっちゃうということで公共用地をがっと思っていったと。そのために市民の土地を買っていったということだと、もうそこに住んでいられなくなって、要するに市に土地を譲渡してほかに引越したという方もかなりいらっしゃるわけですかね、そうすると。

○都市計画課統括幹 私が若いころに、上司と一緒に住んでみえる方の家に行き交して、まさにあの地区外に移転していただいた方もいらっしゃいます。

○掛布委員 またそれは別のところでお聞きします。

決算書のところですけど、今のところの下409ページの真ん中辺のところ

ろに土地貸付収入とあるんですけど、これはどこの土地を誰に貸し付けているというのですか。

- 都市計画課統括幹　こちらは中部電力とNTT、そしてガス管の占用料として収入がございます。
- 掛布委員　そうすると、公共用地を貸していると、そういうことですね。
- 都市計画課統括幹　今度、こちらはもう一つ区画整理の区域の中に換地を割り込むために、調整用地として、もう一つの種類として土地を持っております。道路に囲まれた区域の中に、皆様それぞれの必要な面積をはめていきますと、これぐらいあるといいとか、これぐらい余っちゃうとかという、今度は換地調整用地というそちらの土地が区画整理の道路で囲まれた区域、街区の中に点在しております、そこに中部電力とかNTTとかの電柱、電話柱がございます。そちらの占用料ということで収入がございます。
- 掛布委員　引き続き、決算書の411ページの中ほどに区画整理審議会等運営事業ということがあって、審議会委員に報酬が支払われているんですけども、この区画整理審議会というのは、この会議の位置づけというのはいわゆる江南市でいろんな審議会を持っていて、市のホームページでずらっと公表していて、いつやるかとか、会議録も資料もみんな公開しているわけですけど、そういったものの類いには含まれない、そういう位置づけなんではないでしょうか。全然調べても、どこにもどういうメンバーで何やっているかと何もわからないんですけど、どういうメンバーで、いつから何を審議しているか、それをちょっと教えていただけたらと思うんですけど。
- 都市計画課統括幹　まず土地区画整理審議会というのは、私どもがやっております公共団体の土地区画整理事業を施行する場合に置かれております。
その委員は、施行地区内の地権者を代表してその意見を事業に反映するとともに、施行者と地権者の間に立って調整を行うことを主な役割としております。
そして、いわゆる公表をするかしないかということで、審議の内容というのが個人の財産にかかわることがございますので、オープンはしていないという状況でございます。
- 掛布委員　いつから、何人の委員でやっているのですか。

○都市計画課統括幹 委員は現在10名で、土地の所有者の権利者で9名、地区内に借地権者がいらっしゃるということで、その方が1名、合計10名ということで構成委員がなって、済みません。地権者が7名でした。あと2名というのが学識経験委員ということで2名の方が入っていただいて、2名と7名と1名で合計10名ということでございます。

いつからは、たしか区画整理の認可をした当初から、当初は平成8年3月18日に認可をいただきまして、その後速やかに審議会を設立しているものでございます。

○掛布委員 成果報告書の232ページですけど、平成29年度中にやった事業実績として、仮換地の状態で売買だとか相続とか生じたので、仮換地図書や仮換地調書の修正を行ったと書いてあるんですけど、売買、相続と、その他というこれは何ですかね。その他2画地と書いてあるんですけど。

○都市計画課統括幹 その他の内訳といたしましては、分筆が1件と地目変更が1件でございます。

○掛布委員 布袋駅西の区画整理のところで非常に気になるのが、駐車場がやたらめったら多くできてしまったということと、空き地になっているままというのがあるわけですけども、こういう完全に終わらない換地処分にならない仮換地の状態だと、どうしても売買とか、そういった市街化区域だからどんどん売買して買ってほしい人にうちをつくってもらったりとか、商店につくったりとかしてほしいですけど、ちっとも進まないというのは、こういう仮換地の状態だと売りにくいとか、そういうことがあるからなんですか。

○都市計画課統括幹 今、委員御心配の区画整理の仮換地の状態だから土地の売買ができないということではございません。

今見ていただいておりますように、去年もいわゆる大きな敷地として本当にあいていた土地がございました。草が生えているような。そこが民間に売買されて、今現在個人の住宅が建っている状況になって、そのまま土地の所有者がほったらかしというわけじゃなくて、有効に活用、またはもう手放して個人住宅が建っている状況にはなっております。仮換地だからということで、土地の売買がストップしているわけではございません。

○掛布委員 その下に、事業実績として進捗率が平成29年度までで96.5%、全体事業費83億円のうちの80億1,000万円まで終わったよということで、議場でもたしかもうあと残るのは少しの道路の整備ぐらいで、その財源が名鉄の負担金と市の負担金で出すということだったんですけど、要するに外れちゃった駅西の広場の整備費用とか、真ん中に線路際に残っている大きな公園とか、あとは歩行者用のどんと駅に突き当たる駅西通線というんですか。何かそこは区画整理事業から外れちゃったから、何か全然別の事業として、市の事業として計画立ててやるよということなんですけど、どうして外れた、外したんでしょうか。

○都市計画課統括幹 本会議での答弁になりますが、議案質疑での。

いわゆる布袋駅西駅前広場と布袋駅線、布袋駅西通線、こちらにつきましては鉄道高架事業の終了に合わせて整備を行う必要がございます。この土地区画整理事業の補助対象事業として整備することが困難となりまして、平成20年度の事業計画変更の際に、将来の国庫交付金活用の可能性を考慮いたしまして、これらの整備費を除いた経緯がございます。

○掛布委員 よくわからないんですけど、要するに土地区画整理事業の中に入れておくと何か都合が悪いというか、土地区画整理事業がいつまでたっても終わらないというか、そんなような状況があるからかなあと思うんですけど、違うんですか。

○都市整備部長兼危機管理監 国庫補助事業と、交付金というとやっぱり継続して何年間の中でやらなきゃいけないことがありましたので、一番高架事業が終わらないとできないという状況が平成20年度当時もうわかっていましたので、そのときは結局、将来の補助金の交付金のメニューがあるので、そういったので何とか市の負担が少なくなるよということで事業費から外したものであります。都合が悪くなるとか、そういったものではございませんので、よろしく願いいたします。

○掛布委員 済みません、もうこれで終わりますが、成果報告書の198ページの今後の施策展開の方針のところ、事業の早期完了のために職員のスキルアップや情報収集を行いとあるんですけど、事業が早く完了するためということで、一生懸命早く終われと待っているんですけど、要するに鉄高が終わ

った後にしか整備できないいろんなところがいっぱいあるものですから、早期完了といっても非常に難しいし、鉄高が延びたらまたこれも第5回変更何とかというのをやらないといけなくなってくるんじゃないかなあと、そういうことですよね。

○都市計画課統括幹 確かに10メートルの区画道路につきましては仮線が今現在ございますので、鉄道の高架の完了を待って速やかに整備を進めるということで、委員御指摘の待ちの状態ではございますが、その期間の間にでも事務的に行っていかなきゃいけない町名地番の変更とか、換地処分とかに向けての事務の知識等を日ごろから勉強しつつ、また愛知県都市整備協会のお知恵もかりながら日々勉強しつつ事業に取り組んでおります。

○掛布委員 わかりました。

○副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後4時24分 休 憩

午後4時24分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

午後4時25分 休 憩

午後4時25分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと下水道課のほうで訂正があるそうです。

○水道部下水道課長 先ほどの平成29年度江南市公共下水道事業特別会計決算認定の中で、掛布委員のほうから浄化槽雨水貯留施設転用についての内訳

について、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

転用の基数は、総合計47基は合っていたんですけども、単独と合併浄化槽の内訳がちょっと逆になっておりまして、単独が24基、合併が21基という形になります。あと公共施設が2基ということで合計47基で、貯留量のほうにつきましても、ちょっと私のほうが小数点とカンマと間違えておりまして、公共施設のほうか2カ所で21.2立方メートルで、総合計といたしまして140.307立方メートルでございました。あわせて修正させていただきます。済みませんでした。

○副委員長　それでは、本日の議題もまだ残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、あした午前9時10分から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。本日はどうも御苦労さまでございました。

午後4時27分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業副委員長 稲山明敏